

会 議 録 目 次

令和 7 年第 1 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 7 年 2 月 4 日（火）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	6
日程第 2	会期の決定について……………	6
日程第 3	諸般の報告	
	①議会報告……………	6
	②災害防止対策等調査特別委員会中間報告……………	7
	③広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告……………	8
	④議会改革特別委員会中間報告……………	8
	⑤公有資産活用及び海田東公民館再整備特別委員会中間報告……………	9
	⑥行政報告……………	10
日程第 4	報告第 1 号 損害賠償額の決定について……………	11
日程第 5	第 1 号議案 町道の路線の認定について……………	16
日程第 6	第 2 号議案 海田町工場立地法地域準則条例の制定について……………	34
日程第 7	第 3 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	41
日程第 8	第 4 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	43
日程第 9	第 5 号議案 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……	43
日程第10	第 6 号議案 海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
日程第11	第 7 号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	47

日程第12	第8号議案	海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について……………	47
日程第13	第9号議案	令和6年度海田町一般会計補正予算（第7号）……………	49
日程第14	第10号議案	令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）……………	55
日程第15	第11号議案	令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）……	57
日程第16	第12号議案	令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）……………	59
日程第17	第13号議案	令和6年度海田町水道事業会計補正予算（第3号）……………	60
日程第18	第14号議案	令和6年度海田町下水道事業会計補正予算（第2号）……………	61
日程第19	施政方針……………		62
		（延 会）……………	74

令和7年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年2月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 2月4日（火）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長       | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| かいたブランド課長     | 石 田 順 也 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長      | 富 田 誠   |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長       | 松 井 良 哲 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長     | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長       | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長   | 吉 川 寛   |
| 会 計 管 理 者     | 吉 本 真 人 |



に関する条例の制定について

- 日程第10 第6号議案 海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第7号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第8号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第9号議案 令和6年度海田町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 第10号議案 令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第11号議案 令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第12号議案 令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第13号議案 令和6年度海田町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 第14号議案 令和6年度海田町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 施政方針
- 日程第20 一般質問
- 日程第21 第15号議案 海田っ子応援基金条例の制定について
- 日程第22 第16号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 第17号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第18号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 第19号議案 令和7年度海田町一般会計予算
- 日程第26 第20号議案 令和7年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 第21号議案 令和7年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第28 第22号議案 令和7年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 第23号議案 令和7年度海田町水道事業会計予算
- 日程第30 第24号議案 令和7年度海田町下水道事業会計予算
- 日程第31 発議第1号 海田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第32 委員会提出議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和7年第1回海田町議会定例会を開会します。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。また、議場内ではスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切っていただきますよう、確認してください。なお、防寒のため、ひざ掛け等の使用を許可しますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、去る1月8日に、令和6年度こども議会が開催されました。この議場で子どもと議員たちの立ち振る舞いは毅然としており、質問するまっすぐな視線からは、自分たちのまちは自分たちで守り抜くという強い意思がひしひしと伝わり、この子どもたちが海田町の明るい未来を今後築いてくれるものだとの確信をいたしました。

さて、本定例会は、町民の生活を支える令和7年度当初予算などを審議するとても重要な会議でございます。その内容は多種多様にわたり膨大なものとなっております。寒さ厳しい折、皆様には健康に留意をされ、町民の満足度を高め、納得のいく施策であるか、良いまちづくりにつながっているかなどを観点に十分な審議を行い、町政運営に反映できるよう臨んでいただきたいと思います。

それでは、この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許可します。町長。

○町長（竹野内）皆さん、おはようございます。本日、令和7年第1回の海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。本定例会には、報告1件、町道認定1件、そして条例制定2件、条例改正9件、更には補正予算、当初予算それぞれ6件ほど御提出をさせていただいているところでございます。議員の皆様方には是非十分に御審議をいただきまして、御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

す。それでは、本日からどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第32に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、4番、西田議員、5番、玉川議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から2月14日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月14日までの11日間と決めます。

この際、議長より、執行部の皆さんにお願いをいたします。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて内容の確認をした上、答弁をしてください。また、答弁漏れがないように気をつけてください。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付をしております12月定例議会以降の主なものについて報告をします。

初めに、12月18日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会員であります私が会議の概略について御報告を申し上げます。

それでは、令和6年12月18日に開催されました令和6年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告をいたします。第2回定例会におきましては、人事案件1件、専決処分の承認4件、条例改正1件、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。まず、人事案件として、監査委員の選任として、府中町議会の議長力山彰氏が全会一致で選任されました。続いて、専決処分の承認として、令和6年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算について、職員の給与に関する条例の一部改正について、

組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてが提出され、いずれも全会一致で承認されました。続いて、条例改正として、職員の給与に関する条例の一部改正についてが提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。次に、決算認定について、令和５年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、一般会計歳入総額５億３,４３５万５,８７７円、歳出総額４億９,５７５万９,５２７円、差引総額３,８５９万６,３５０円、特別会計歳入総額１４億４,２１２万８,５３５円、歳出総額１４億１７６万２４８円、差引総額４,０３６万８,２８７円となり、監査委員から各会計とも適正に処理をされているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、補正予算として、まず、令和６年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ１,０６５万５,０００円を追加し、予算総額を５億６,２１５万８,０００円とするものと、令和６年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算については、款項間の組み換え等を行うもので、歳入歳出総額の減増はなく、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和６年第２回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、１２月１８日に、令和６年海田高等学校財産組合議会が開催され、組合議会員であります私が出席をいたしました。なお、１２月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管をしております。必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。

続きまして、災害防止対策等調査特別委員会中間報告について、委員長より申出がございますので、これを許します。災害防止対策等調査特別委員会、多田委員長。

○１２番（多田）委員長の多田です。それでは、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。本委員会では、令和３年５月から令和７年１月まで合計１３回の委員会を開催いたしました。調査の概要及び結果でございますが、主な内容として、執行部から毎年度見直しを行う海田町地域防災計画の修正内容についての説明を受け、各委員からは活発な質疑や意見が出されました。また、老朽化が進む安芸消防署の建替えに関し、旧海田町営プール跡地を建設予定地として調整が進められることとなったことについて、執行部から説明を受けました。この建設場所について、令和４年７月開催

の第6回委員会において採決し、全会一致で旧町営プール跡地とすることを了承いたしました。本件については、隣接する海田中学校や周辺住民への影響について十分考慮することなど、各委員から多くの意見、要望が出され、これを、執行部を通じて広島市に伝えるよう要望いたしました。これを受け、広島市からは立地や周辺環境等を十分に考慮しつつ、住民や周辺施設等と共存できる消防署となるよう進めていくとの方針が示されております。委員会として、引き続き、この消防署建替えの進捗状況について注視してまいります。委員会の調査内容の詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりです。以上で、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑を省略いたします。以上で、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告を終了いたします。

続きまして、広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告について、委員長より申出がございますので、これを許します。広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会、前田委員長。

○14番（前田）委員長の前田です。令和5年12月定例会で報告した以降の委員会調査内容について報告をいたします。委員会では広島市東部地区連続立体交差事業の進捗状況等について調査いたしました。その内容でございますが、向洋周辺の1期区間については、令和2年10月に工事着手し、現在、仮線路工事等が行われております。海田市周辺の2期区間については、現在、仮線路の設計等進められており、工事着手は令和9年度、完成は令和19年度の予定となっております。また、関連街路の整備については令和20年度に完了する予定となっております。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりですが、広島市東部地区連続立体交差事業は本町のまちづくりに多大な影響がある極めて重要な事業であることから、計画どおり実施されますよう、議会としてもその進捗状況を引き続き注視していく必要があるものと考えております。簡単でございますが、以上で中間報告を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたしたいと思います。以上で、広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告を終了いたします。

続きまして、議会改革特別委員会中間報告について、委員長より申出がございますので、これを許します。議会改革特別委員会、大江委員長。

○ 8 番（大江）委員長の大江です。それでは、議会改革特別委員会調査事項について報告をいたします。本委員会では、令和 3 年 6 月の第 1 回委員会から令和 7 年 1 月まで 20 回の委員会を開催し、議会改革に関する諸問題の調査研究を重ねてまいりました。調査概要及び結果でございますが、個々の内容については多岐にわたるため、本席での報告は控えさせていただきますが、毎回、各委員会からは活発な質疑や意見が出されたことを述べておきます。次に、本委員会での主な改革事項でございますが、タブレット端末の導入、議会生中継の実施、議員の長期欠席等に係る議員報酬などの特例に関する条例の制定、議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、政務活動費の改定、議員報酬の改定などがございました。詳細についてはお配りした調査報告書を御覧ください。最後に、本委員会では、議会改革及び活性化等について調査研究を実施し、一定の効果を上げてまいりましたが、議会として更なる活性化、議会の充実を推し進める必要があると考えております。以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。以上で議会改革特別委員会中間報告を終了いたします。

続きまして、公有資産活用及び海田東公民館再整備特別委員会の中間報告について、委員長より申出がございますので、これを許します。公有資産活用及び海田東公民館再整備特別委員会、宗像委員長。

○ 1 0 番（宗像）委員長の宗像です。令和 5 年 9 月定例会で報告した以後の委員会の調査内容について報告させていただきます。本委員会は、令和 5 年 10 月、第 5 回委員会から計 6 回の委員会を開催しております。主な調査の概要及び結果ですが、第 5 回委員会では、海田東公民館の再整備に関して、町長から海田東小学校と切り離して公共施設等の総合的なマネジメントを検討する中で海田東公民館の再整備を進めていくとの方針が出されました。令和 6 年 6 月には、定例会でございますけれども、海田東公民館の再整備だけでなく、町が保有する資産の有効活用についても調査を行うよう、委員会の名称、調査事項を変更いたしました。その後、第 7 回と第 8 回委員会では、公有資産に関する活用方針について執行部から説明を受けました。この中で図書館について、執行部から、町のにぎわいづくりの拠点となる滞在型図書館としての整備を検討しているとの報告がなされました。この件に関し、続く第 9 回と第 10 回委員会において、当初の改修から建替えに方針変更した経緯や長寿命化と新築整備の比較検討などについて、執行部から

説明を求め、委員からの意見を聴取いたしました。その結果、建替えをする場合の財政面や建設場所について詳細が明確になっておらず、判断が難しいことから、委員会として結論は保留することとし、委員改選後に改めて、議会の説明の上、協議するよう執行部に求めました。その他、調査内容の詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。以上で、有財産活用及び海田東公民館再整備特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。以上で、公有資産活用及び海田東公民館再整備特別委員会中間報告を終了いたします。

続きまして、行政報告について町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告をいたします。

まず、こども議会についてです。1月9日にこども議会を開催いたしました。こども議員として14名の児童生徒が学習した内容を基に、町政に対して様々な角度から活発に質問、提案をしていただきました。この模様につきましては、町内の各小中学校にリアルタイムで配信し、児童生徒がオンラインで主張をいたしました。海田町で生まれ育つ海田っ子たちがふるさと海田町のまちづくりに興味や関心を持ち、更に学びを深めていくことを大いに期待をしております。

次に、海田東小学校校舎建替えにつきましては、現在、基本計画の策定に向けて作業を進めており、1月24日に海田東小学校の教職員や保護者、地域住民等によるワークショップを開催いたしました。引き続き、議員の皆様をはじめ、こうした関係者の皆様の御意見もお聞きをしながら、海田東小っ子が、明日また行きたいと思える学び舎づくりに着実に取り組んでまいります。

次に、ネーミングライツについてです。今年度、ひまわりプラザと福祉センターの2施設を対象として、ネーミングライツ・パートナーの募集を行ったところ、学校法人幸和学園からひまわりプラザへの応募がございました。選定委員会での審査を経て、現在、2月中の協定締結に向けて事務を進めているところでございます。

次に、消防出初式についてでございます。1月12日に海田小学校において消防出初式を開催いたしました。今年度は初めて屋内・屋外の2部制で実施をいたしまして、例年

に比べて多くの参加者が集まりました。第１部では、屋内で表彰式のほか、吹奏楽や和太鼓の演奏、はしご乗りの披露を行い、第２部では、屋外で公開訓練を実施いたしました。表彰式では、14名の優良消防団員に対しその功績をたたえました。

次に、防災教育についてでございます。12月に昭和中町自治会、１月に南幸町いきいきサロンと東海田幼稚園において、防災出前講座を実施いたしました。

次に、民間保育所等設置・運営事業者の選定及び民間児童クラブ設置・運営事業者の選定についてでございます。それぞれ１者から企画提案があり、審査により、いずれも学校法人住田学園を設置・運営事業者として決定いたしました。今後、施設整備等を進め、令和８年４月に開設する予定でございます。

次に、障がい者基幹相談支援センターの運営業務受託者の選定についてでございます。１者から企画提案があり、審査により特定非営利活動法人FOOT&WORKを受託候補者として決定いたしました。今後、委託契約を締結し、４月１日から運営を委託する予定でございます。

次に、令和７年二十歳のつどいについてでございます。１月12日に、織田幹雄スクエアで開催いたしました。当日は327名の対象者のうち、60.6パーセントに当たる198名が式典に参加をいたしました。二十歳代表が、海田町で生まれ育ったことを誇りに責任ある大人として社会に貢献していきたいと誓いの言葉を述べ、新たな門出を祝福されました。

次に、１月30日から２月１日にかけて、音楽に親しむことや音楽を通じて公共ホールの活性化を図るため、クラシックコンサートを開催いたしました。チューバとピアノの演奏により、町内の小学校と企業でのミニコンサートや織田幹雄スクエアでのコンサートを開催し、芸術文化に対する関心を高めることができました。以上、行政執行状況の主なものについて御報告をいたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第４、報告第１号、損害賠償額の決定についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長（竹野内）報告第１号、損害賠償額の決定について。公用車による車両接触事故及び除草作業中の事故の示談解決を図るため、それらの損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担

当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、報告第1号、損害賠償額の決定について御説明いたします。

説明につきましては、資料1で行いますが、議案書は3ページでございます。それでは、資料1をお願いいたします。公用車による車両接触事故及び除草作業中の事故が発生いたしました。

まず第1の令和6年10月18日発生の事故でございます。債権者は安芸郡海田町在住、70歳代の個人、損害賠償額は4万4,000円、過失割合は町10割で、専決処分年月日は令和7年1月9日でございます。2の事故概要でございます。このページの右側に事故発生状況図、次のページに事故発生現場の写真をお示ししておりますので、併せて御参照ください。令和6年10月18日10時20分頃、海田町三迫二丁目地内において、まちデザイン課職員が農地の現況確認用務のため、公用車を相手方所有の土地に前進駐車しておりました。用務終了後、数回方向転換をしましたが、傾斜が急な箇所があったため、タイヤが空転し、後退できず、ブレーキを離すと車両が下に向かって進む状態となりました。そのまま道路に向かって車両を前進させましたが、運転者は車両前方にあった相手方所有の金属ポールの存在を認識しておらず、金属ポールを倒しながら前進し、金属ポールが折れたものでございます。人的被害はありませんでした。3の歳入・歳出の内訳でございます。損害賠償額と公用車の修繕費用につきましては、同額を保険金で歳入いたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。第2の令和6年10月19日発生の事故でございます。1の損害賠償の内容でございますが、債権者は安芸郡府中町在住、20歳代個人です。損害賠償額は58万8,300円、過失割合は町10割で、専決処分年月日は令和7年1月24日でございます。2の事故概要について御説明いたします。こちらにつきましても、ページの右側に事故発生状況図、次のページに事故発生現場の写真をお示ししております。令和6年10月19日8時45分頃、海田町立海田東小学校敷地内において、海田東小学校所属の用務員が校内環境整備のため、草刈機による除草作業中、付近に駐車中の債権者所有の車両に小石が飛び、当該車両の下側後方部に複数の傷が生じたものでございます。人的被害はありませんでした。3の歳入・歳出の内訳でございますが、損害賠償額につきましては、全国町村会の保険から同額を歳入する予定でございます。以上、2件の事故につきまして専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。以

上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。事故、度々起きているんですけど、以前も申し上げたと思うんですけども、1人で運転の場合、なかなか周囲が確認できないので、なるべく努めて2人の乗車とし、1人が後方確認等をすべきではないかというふうに申し上げたことがあるんですけども、今回はお一人で乗車だったのか、2人乗車して確認することができなかったのかどうか一つ。もう一つにつきましては、学校のところなんですけれども、通常、草刈り等をする場合は車両の移動等をした後にするものだと思います。それについて、そのような車両の移動という対処を取らなかったのか、それとも、そのような通知をしたんだけど、車の移動ができなかったのか、どういうこと、どちらなのかお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず1点目のなぜ同乗者がいなかったかという御指摘でございます。

ついては、極力、一緒に乗るようにはしておったんですが、このときはいろいろ業務が重なっておりまして、ちょっとそれができなかったということでございます。できるだけそういったことがないように、今後はこれも含めて安全運転の徹底、これはしっかりとやっていきたい。そして、職員にもこの辺は徹底を図りながら、そういうことが起こらないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。学校教育課長。

○学校教育課長（小村）この度の車の移動についての御質問だと思いますが、議員のおっしゃるとおり、除草作業をするときには車の移動が原則でそのように指導をしているところでございます。この度については作業した者がその車までの距離を取り違えて、これなら安全であるというような自己判断の基に、この度は移動せずにこのような事案を起こした例でございましたので、これについて指導のほうを徹底しているところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。1番目のポールを破壊した件ですが、後ろの倉庫は車庫なのか物置なのか、しかも、入ったらいけんというポールが立っていたのに、これ、許可を取って私有地に入ったのかどうか、ちょっとここが分からんです。我々から見

れば、ポールは公的な機関が立てて、個人がこれを設置するのはちょっと考えにくいんですが、これはどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回の場所なんですけども、今回は、この方の所有の土地については、これまでもその方の御厚意によって止めさせていただいた、例えばため池の確認であるとかそういうときに御厚意で止めさせていただいて、今回もすぐ近く、現場確認がすぐ近くのところであったので、そのようにさせていただいたという経緯がございます。そういったポールに、ちょうど、どう言うんですか、道路と駐車スペースのところ、ちょうどそこに、そこが一つの目印で、そっちからはみ出たら落ちそうなのというところで、そういうふうなポールを立てておられましたけども、これについては本当に申し訳ないということで、その辺は御迷惑をおかけいたしましたので、二度とこのようなことがないように徹底してまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）説明はよく分かりました。けども、この事故の発生状況図を見たら、前方にポールがあるのに、これが急勾配で接触したという説明の中で、私はそうは思わんです。これを見たら前方不注意だというように判断をいたしますが、これ、いかがですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回の件でございますが、確かに前方が十分に確認できてなかったというのは、全くそのとおりであるというふうに考えております。ただ、視界に入っていた、空転して、ちょっとその辺で十分に周囲が確認できてなかったというところで、その辺は十分反省すべきでございますし、こういったことがないように、当職員もそうですが、その他職員も含めて、その辺は共有しながら、そういうことは二度と起こらないように、この辺は努めてまいりたいと思います。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。多田議員。

○12番（多田）この東小の件ですが、学校内では草刈機を常時使用しているんでしょうか。というのは、やっぱり草刈機、結構、小石が飛んだりして危険な場合もあるし、今回は車だったからまだいいんですけど、もしかですよ、子どもさんに当たったり、窓ガラスが当たったりして事故が起きる場合もあります。そういう場合、私は、あまり草刈機の使用というのは学校にはなじまないんじゃないかと思うんですけどね。もう一つ、

シルバーさんなんか草刈りをされる場合は2人で、1人が防護板みたいな板を持って、石が飛ばないようにされておるんですけど、今回、用務員さんが1人でやられとったということなんですが、今後の対策についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）議員御指摘のとおり、安全の確保がまず第一であるというふうに考えております。この草刈機の使用については、基本、当然、子どもがいない時間に、子どもがそういった危険に合わない、そういったことを確保した上で、現在、各校使っているような状況がございます。場所についても、基本、手で取っていけるときにはそういった時間を設けて複数で行うこともございますが、こういった裏の部分といいますか、なかなか手ではというところもあって、場所に応じては、現状、使っているようなことがございます。今後につきましても、議員おっしゃるように、安全の確保を第一にした上で、先ほどの御指摘もあったように、車の移動、そういった防御、全てを含めた上で安全確保した上で実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。大江議員。

○8番（大江）海田東小学校の件なんですけども、いつも見ると、これ今、写っているのは子どもたちが帰っている時間帯ですよ。この草刈りを始めたのは8時45分ということ、先生たちが全部来られて、子どもたちも登校した時間帯だと思うんです。そうすると、ここはいつも車がもういっぱいいっぱい、今ここ、横のほう、写真に写っていませんけども、この横のほうにも東小の状態は車でいっぱいになっています。それで、これは用務員さんが草刈りを使ったんだと思うんですけども、普通はこの辺りだったら、手で刈らないと、車に当たる危険性というのは十分に考えられるんですが、先ほど、車の移動と言われても、先生たちが、ぎゅうぎゅうに詰まった車の移動をどこに持っていくかという、これまた難しいと思うんですが、正直言って、これは勤務時間が、用務員さんが2時までということで、子どもたちが先ほど言われたように、いない時間を確保した上といっても、全て子どもたち、車も止まっている状態なんです。ですから、こういう作業をするときに、例えば、ちょっと超過をしても、子どもたちの帰った後に仕事をしてもらうという時間帯を設けると、子どもたちの安全性も事故も確保されるのではないかなと思うんですが、そのところをどのように考えられていますか。この時間内で、朝8時15分ですか、30分から2時までの勤務というたら、本当に草刈りにしても蛍光灯を換えるにしても、子どもたちがみんないる時間帯です。だから、そのところ、

もう少し配慮すると、こういう事故が起こらなかったんじゃないかなと思うんですが、どのように思われますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）今、作業をする時間についての御指摘だというふうに思います。

今現状では、子どもがいない時間というのは、当然、学校の中にはおりますが、授業等でこの付近に子どもがいないことを当然確認してという意味になっております。もし子どもがいない時間になれば早朝又は夕方以降になってしまいまして、当然、そういった子どもが来る可能性がある場合には、そういったところも考えていかないといけないというふうに考えております。この度の事案については、この場所、この時間については、子どもについては来ない時間であるという確認がされています。おっしゃるように、車の移動について、２点目でございますけども、これについては東小、敷地が狭いところもございますが、ただ、原則は車を移動するということでございますので、狭い場所であっても、移動をしてから作業をするように徹底をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○１０番（宗像）１０番、宗像です。１点だけ。最初の事故の、これだけのポールが壊れるということは、公用車もいかれていますよ。公用車も多分、相当の損傷を受けておると思うんですが、公用車のことが全く書かれてないんですが、それについてどういうふうな処理をされたんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）公用車につきましては、修繕に１３万２,１１０円を要しまして、それを公用車の保険から歳入いたしております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法第１８０条の２項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございません。報告第１号についてはこれをもって終結をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第５、第１号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第1号議案、町道の路線の認定について。宅地開発により帰属した道路及び道路改良事業で整備した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）それでは、第1号議案、町道の路線の認定について御説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。この度は道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を認定することについて議決をお願いするものでございます。提案の理由は、宅地開発により帰属した道路及び道路改良事業で整備した道路を町道として認定するものでございます。次に資料の2の町道路線認定箇所図をお願いいたします。この度の路線は、宅地開発により帰属した道路が2路線と道路改良により整備した道路が1路線の認定となります。まず、1ページの左側が町道353号線の認定区間図になります。今回は赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。次に、ページ右側を御覧ください。新たに認定する区間の位置図になります。赤色で示した区間を認定するものでございますが、起点側の町道6号線から終点の回転広場手前の箇所までの区間の認定をお願いするものでございます。次に、2ページを御覧ください。断面図になります。最大幅員部のAA'断面は起点付近で幅員は14.5メートルになります。次に、BB'断面は標準的断面で幅員が6メートルとなります。次に、CC'断面は終点付近で幅員は5メートルとなります。水道管及び下水道污水管の位置につきましては記載のとおりでございます。次に、3ページを御覧ください。左側が町道354号線の認定区間図になります。赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。次に、ページ右側を御覧ください。新たに認定する区間の位置図になります。赤色で示した区間を認定するものでございますが、起点側の町道103号線から終点の回転広場の箇所までの区間の認定をお願いするものでございます。次に、4ページを御覧ください。断面図になります。最大幅員部のAA'断面は起点側で幅員は10.7メートルとなります。次に、BB'断面は標準的断面で幅員が6メートルとなります。次に、CC'断面は起点側の回転広場の箇所で幅員が5メートルとなります。こちらも水道管及び下水道污水管の位置につきましては記載のとおりです。次に、5ページを御覧ください。左側が町道355号線の認定区間図になります。赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。次に、ページ右側を御覧ください。新たに認定する区間の位置図になります。赤色で示した区間を認定するものでございますが、起点側の町道6号線から終点の町道143号線までの区

間の認定をお願いするものでございます。次に、6ページを御覧ください。断面図になります。最大幅員部のAA'断面は起点側で幅員は16.1メートルとなります。次に、BB'断面は橋の標準断面で幅員は7.7メートルとなります。次に、CC'断面は道路部の標準的断面で側道部4メートルと本線部6メートル合わせた幅員が10メートルとなります。次に、DD'断面は終点側で幅員は10.7メートルとなります。こちらも水道管及び下水道污水管の位置につきましては記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。355を除いたら、今の353と354は僅か60メートルしかございません。それで一部行き止まりがあると思うんですね。こうすると、これまで、10年ぐらい前かな、町道認定の基準をつくったわけですが、これに該当して合致しているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）先ほどの町道認定基準でございますが、今年度見直しを図りまして、委員会のほうに御報告をしました。その中の規定におきまして、この度のような都市計画法等の法令により築造された道路で、法令の定めにより本町に帰属したものにつきまして、このような行き止まり道路につきましても町道認定するということで、その規定に基づき、この度認定を上げさせてもらったものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今年度見直ししたという答弁がありましたが、我々は見えてないんですね。記憶にもないし、なぜそれを説明しながら提案をしないのか、ちょっとここ不思議に感じるんですが、これで認定をしてくれというのはちょっと説明不足ではないかなという感じを受けるんですが、どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）こちらの町道認定基準でございますが、6月の常任委員会のほうにお諮りいたしまして、その結果、告示した文書につきまして、写しを議員の皆様には確か8月だったと思いますが、お送りさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）補足説明をさせていただきます。今年度6年の5月29日の全員協議会で、町道の認定についてお話をさせていただきました。その中で、開発行為等で行き止まり

だった道路については、これまでの慣例で町道認定をしておりませんよという御説明をさせていただいたんですが、議員さんのほうから、いやいや、もう法的に町で受け取った道路を町道認定しないことのデメリットのほうが生じるのではないのかという御提案をいただいて、それで一旦、町道認定の議案を取り下げさせていただいて、先ほど建設課長が申し上げましたように、6月の常任委員会のほうで、新たな開発行為で受領した道路も町道認定しますよという認定基準をつくらさせていただいて、今回上げさせていただいてとるものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。下岡議員。

○9番（下岡）6ページの町道355号線、これ従来から、（仮称）町道143号線道路改良工事として橋を架けたり、道路をつけたりしたところで、地元でも非常に興味のあるところなんですけども、この起点というのは、今回355号線ということで、今の従来の143号線道路改良工事のことなんですけども、まさしく町道6号バイパスの、従来、住民なんか説明してきた起点と同じ、重なっているわけですね。町道6号バイパスというのは、ここの今の6号から分かれて起点から下に下りてきているのが真っすぐそのまま下りてきて、ずっと三迫三丁目まで上がっていく、これが町道6号バイパス。143号の説明のときは、この6号バイパスのこの三迫川を渡る、今回名前が明飛大橋になったと聞いていますけども、そこのところから、この最終の終点のところまで、これが（仮称）町道143号線道路改良として、今回355号に当たるところとして説明してきたわけですよ。そしたら、今回、将来ですよ、6号バイパスが完成したときにはここの起点のところから橋のところまで約100メートルぐらいが全く重なるわけなんですけども、これはどういうふうに整理するんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）議員さんおっしゃられる今の町道6号バイパス完成時点でどうされるのかというところ、重複区間をどういうふうにされるか考えているかということでございますが、こちらにつきましては、議員さんおっしゃられるように、6号バイパスの完成に合わせて、その重複区間について整理をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）それはいいんですけども、地元なんか、今回ここを始めたということは、町道6号バイパスの起点の工事が始まったと、こういうふうに皆取るわけですよ。ここの今の6号から分かれた起点からここの橋までの、橋の今工事やっています、まだ終わ

っていませんけれども、この工事の、例えば標準幅員なんかは6号バイパスと同じ基準を満たしているのか、それとも355号、これ標準幅員なんか違うと思うんですよ、6号バイパスとこの（仮称）町道143号、道路改良としてやってきたものの幅の広さなんかね。この最初の100メートル、起点からはどっちの基準に合致しているんですか。ということは、これが6号バイパスの同じ基準を満たしているのか、355号の標準幅員でやってきているから、6号バイパスをやるときには、再度ですよ、この100メートル区間は6号バイパス基準で工事をやり直すということなのか、どっちなのか、ちょっと具体的に説明してください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）議員さんおっしゃれる橋の部分と6号バイパスとして整備する部分、当然に起点と書いてあるところから6号線バイパスになりますので、それを6号線バイパスの基準で整備しております。したがって、今の6号線バイパスとして整備した基準の、今後整備する、残り100メートルが基準と合わないんじゃないかということでございますが、そちらは今の6号バイパスの、今、355号線の起点から橋のどこまでの基準に合わせて、今後も整備を進めていく形になるものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ということは、この起点からこの橋までを6号バイパスの基準で道路整備するんなら、この間100メートルをこれからやっていく、今ちょうどこの橋から下のところを用地取得交渉して、来年度にももう工事予算なんかつけていますよね。だから、工事が始まるわけですから、ここまでを、この100メートルを新たな6号バイパスの路線として認定を出して、そして、これから工事が進んでいけば、終点変更でやっていく、これが普通じゃないんですか。みんなにも分かりやすいし。355号いったら、全然違う道路としての位置付けじゃないですか。それって、本来のやり方なんですか。常識的に見たら、町道6号バイパスとしての最初の100メートルが基準を満たしたその工事をもうやって、後でやり直すつもりがないんなら。この町道6号バイパス、何号になるのか、これから先の話ですから分かりませんが、その号数を最初の100メートルに使うべきじゃないですか。そうすれば地元も分かるし、整合性が取れると思うんですけども、何でこれ1本、355号にしたのか全く理解できない。ちゃんと理解できるように説明してください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）町道名というのは、道路管理をするための名称でございます。道路を造る際に工事をする名称、これは事業名と言うんですけれども、町道6号線バイパス事業ということで整備をしておりますが、今回お願いするのは町道を管理するための名称でございます。一つの例といたしましては、通称ひまわり通りがございますが、あれは事業名は中店小学校線という事業名で工事をさせていただいて、その後、町道314号線という名称で町道管理をさせていただいております。町道314号線の中には、昔からあった町道1号線という路線を拡幅した区間もございますので、そういった重複している区間もございます。なぜそのようなことをしているのかと言うと、要は町がどのように道路を整備してきたかという歴史がこの町道の管理名に残っていくという側面がございます。ですので、今回新たに供用開始している区間を一つの路線として認定をさせていただくものでございますが、地元の方が混乱するというふうにおっしゃられておるんですけれども、それは、例えばひまわり通りであるとか、はなみずき通りというように愛称という考え方もございますし、町といたしましては、引き続き、地元の方には町道6号線バイパスの整備事業という事業名で御説明のほうをして、そういった誤解がないように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）3回目ですから。ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、今回は三つの町道認定ということですが、先ほど来、認定基準が変わったとか非常に何か耳障りの良いような説明ですが、私から言わせると、全くでたらめで、その場をどうやって逃げようか、町長、こういう図面なんよ。まず、この三つとも、道路の幅員についてはA断面、B断面ということで、非常に明瞭に書かれておる。ところが、延長がないんですよ。特に354、2番目の分ですね。確かに終点には車の転換場所は造られておる。一般的には道路基準は35メートルに車の転換場所が要ると、こうなっておる。ここには延長メーターがない。ほんで、一つ目、354、総延長、これ、何ぼなのか。まず、これ一つ聞きたい。それで、その次にあるのが355、非常に、この図面で見ると、断面は素人が見ても分かりやすい明瞭な図面なの。ところが、これ下水道管かな、上水か、水道管ということで書かれとるが、道路から外れとる。この部分が公有地なのかどうということなのか、その辺のことが非常に不明瞭。図面は明瞭けれども、中身はもう全く理解できない。私、これ現地に、はっきり言うて、行きましたよ。そうすると、町道外の不必要、外の用地が、目で見ただけは20平米ぐらいかな、町有地として購入されとるわけです。本来はこういう道路用地とか、そういうときには、

必要外の用地は購入しないはずなんよ。それで、今言いました20平米ぐらいの余分な土地を購入されとる。そこまでかと思うたら、これが特定業者に、町長、大変なことですよ、売却するといううわさまで、うわさの域ですよ、そういう話が聞こえとる、風の便りに。全く不明瞭。本来、公有地の売却、一般的には公募するはずなんだよ。何かぶつぶつ言われておるかの、町長。風の便りで、うわさじゃ言うとりんじゃけ。確定しとることを言うとりんじゃない。でも、昔から言いますよね、火の気と煙の関係はの。どこにでも煙は出やせんよ。何ぞ火の粉があるから火の気があるから煙が出とるんよ。ずばり言うときますよ、私、前田ですから、M業者というところまで言うときますよ。そこまですわさが飛んどる。どうなのか。そういうことで、今言いましたように、必要以外の用地も購入するのか、その残地について売却が非常に不明瞭だ、これ二つ目ね。それから、今言いましたような道路の総延長、方向転換の35メートル、四つぐらい言うたんかな。取りあえず、そういうことで説明願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず、道路の延長につきましては、今回、認定区間図と書かれてる、各路線ごと認定区間図が書かれとる右側の図面のほうの3行目に、延長と幅員を記入させていただいております。町道353号線につきましては58.2メートル、354号線につきましては60.7メートル、355号線につきましては159.6メートルとなっております。次に、355号線の橋の上の水道管でございますが、こちらはこの橋の下にあります下部の水路の上に飛び出して、川の上を通過して、いわゆる換地部分に入っておるものでございます。その表示がないことについては、また今後改めさせていただきたいと考えております。それから、355号線の残地部分ができとる、余分な土地を買っておるのではないかといいところでございますが、すいません、こちらのほう、買収した時期と実際の計画、造った時期との差がございまして、買収当時この程度というところで用地を購入させていただいたものであると思いますが、詳細な設計をしたところで、当初はそちらのほうを水路及び擁壁をつけるようなことも考えておりましたが、その後、道路整備の最中にそちらを地上げして宅地化したいということでございましたので、売却について、今、相手方と協議しておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）もう一回言いますが、今言うように、本来、水道管とか下水道管というのは道路内に布設するのが、で、今回の場合はこの355、道路の外れたところに布設され

とる。で、今、課長の説明を聞くと、何か知らんが昔買うたんだけ、わしらはよう分からんのじゃ。ほんで、どっかの特定業者と売却しますよ、町長、何かぶちぶち言われとるが、実際に煙が立つとるというのはそのとおりなんよ。今、課長が認めとるわけよ。そこで、何かぶちぶち言われとったがの、聞こえはせんかったがの。でも、これはちょっと不明瞭である、行政として。コーヒーの話といい、話は飛びますが。特定業者にコーヒー店をやらせますよ。あなたの独断でそれやっちゃいかんでしょう。少なくとも公有地の売却処分。公のものを勝手に一存でやるんですか。それはあんた、次回、問題が起きるよ。あなた、支持できなくなりますよ。そういうことは厳に謹んでもらいたい。今の課長の答弁、どうするのか知らんけども。それで、話はそれたけど、もとに戻しますが、今言うたように、そういう下水道管、売却用地にはまっとるじゃないか。そういうついでにもう一つ言いますが、ちょっと分からんところが、あっこ、芸陽バスの終点というか待機所になっとる。それと、町道の間に1メートルぐらいのちょっと変形の土地が、残地が残っとる。これについての説明が分からない。どういうふうになっとるのかね。だから、今言うた、この図面から外れて水道管が残っとる、まだそういうところが、知らんよ、何か知らんが、橋脚のとこの水道管、どこやらしたとか、そんなことはどうでもいいんだよ。しっかり町道において管理できる状態に置かにかいかなだろうとすることを言いたいわけよ、結論的には。橋の上に水道管が通るのか横を通るのか知りませんが、そういうでたらめのことをされとる。だから、図面は非常に明瞭なきれいな図面が書かれとる。ところが、中身はでたらめ。その辺はどうなのか、もっと我々でも理解できるように。それと354についてもう一度言いますが、何ぼだったかな、60.7メートル、60.7メートル。先ほども言いましたね、35メートルに転換場所が要るんですよ、こういう袋道路は。そうすると、もう1か所、転換場所が要ることになる。60.7メートルで、終点に転換場所があるだけ。35メートルの中間点に転換場所が要る。それが造られてない。にもかかわらず、町道として認定しますよ。町道の認定基準に合致しております。嘘じゃないですか。知らん人はそれで当然のように聞くわけですが、どうなんですか、その辺の説明は。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）まず、先ほどの水道管の位置でございますが、これは橋の上部工に添架、くくりつけとる、架けたものでございますが、通常、橋りょう部におきましては、そういう橋に添架するのが通常でございますというのが、橋の基礎等がありまして、そ

ちらをくり抜くのはなかなか難しいというところもありますので、橋の横に添架するというので、今のこの道路区域の外。ただし、そこにつきましては水路及び河川部分でございまして、換地部分になっておるものでございます。それから、354号線、60.7メートルの道路で、途中で回転広場がないのはおかしいのではないかとございまして、こちらは開発の基準により許可が下りたものを、道路として町に帰属したものでございますから、その開発の基準の中で審査されて町に帰属されたものになりますので、その途中の道路幅員が幾らあるかというそういう基準によって、この回転広場を最後に設けられておるものでございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）ちょっと補足説明をさせていただきます。開発行為においては、開発に関する技術的基準というのを広島県さんが出していらっしゃいます。この中で幅員が6メートル以上の場合、終点に回転広場、そのほかこれらに類するもので、車両の回転に支障がないもの。先ほど議員さんが言われているのは、標準幅員が6メートル未満の道路で、終点及び35メートル以内ごとに回転広場を設けたものというのがございまして、今回の開発行為は標準幅員が6メートルでございまして、終点にだけあればいいということで開発の許可が下りておるものでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。前田議員。

○14番（前田）残地の処分について、町長からも聞きたいんだけど、はっきりしたことは言われんが、少なくともそのまま今の特定業者と話を進めていくのか、どうするんか、そういう不明瞭なことでもいいのか。もう一回、一から仕切り直して、公募でやり直しますよというのか、それはどうなのか。それと、先ほど来言うております354、6メートルあるからいいんですよ、CC断面が4メートルになつとるんよ。広いところで5メートルなんよ。だから、先ほど来言うておりますように、あなたらの説明は皆さんが非常に納得しやすい明瞭な説明じゃと、こういう言うところ。ところが、ちんぷんかんぷん理解できないよと、こういう言うところわけよ。中身に整合性がないわけよ。今、部長言いました、6メートル以上だよ、県が許可したんだけ、私どもは知りません。相談を受けとるじゃないか、あんたら、知らんけども。当然のことだろう。県がこういうことで、海田町さん、こういう話が出ておるがどうかい、助言してくれって来とるはずなんよ。それを県の言いなり丸のみ鵜のみで、ほいで挙げ句の果てが6メートルですよ。だから、道路基準に合致しております。CC断面4メートルで両方に50センチの水路

をつけて合わせて5メートルですいうて、図面に明記されとるじゃない。そういうことで、皆をだまかそういうんか、丸めようとしておるのか、私には理解できない。もっとその辺を、もうちょっと分かりやすう、わしみたいなあほでも分かるような説明してもらいたい。6メートルなら全線が6メートルになつとるよ。ここはこういうことで、C C´が4メートルで水路の部分を入れて幅員が5メートルだと。だから、昔もあった。そういう認定道路で幅員が4メートル、道路、ガッターつけたら3メートル80しかないじゃないか。だから、道路は4メートル20にきなさい。有効が4メートルだよ。そんなようなことをいろいろあったわけ。過去にね。そのたんびに町道認定で隅切りがないとか道路基準が云々、何回も言うてきとる。そのたんびにどうかしておるが、基準が変わったじゃ、見直したとか言うけども、整然としてないわけよ。その辺の説明をもう一回、ぴしゃっと理解できるような説明してほしい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず、1点目の町有地の払下げにつきましては、今後、常任委員会のほうで、その考え方について議員さんのほうに御説明をさせていただく機会をいただければと思います。次に、354号線の件なんですけれども、資料の4ページを見ていただきまして、こちらの標準幅員はB B´断面になります。その下に括弧標準断面部と書いてございますが、こちらを御覧いただければ幅員が6メートルあるというのが御確認できると思います。C C´断面はいわゆる回転場、終点の回転場については5メートルでいいですよということで、県のほうが許可をしておるというものでございます。町のほうも当然開発に当たっては最終的に道路を引き継ぎますので、意見のほうは述べさせていただいて、できる限り管理のしやすいような構造等で施工していただくように協議はさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。今言われたように、皆さんが、あなた方は何回言うてもの、説明不足なんよ。さっき建設部長が認めたように、これについては今後常任委員会できちっと説明します。先、説明せにゃいけまあが。全体的なことですが、第一、355号線、まだ工事は半ばよの。なぜこれを先に完成してから道路認定出さんかったか、それが一つ。今言われたように、わし、このC C´断面のところは皆、わし、昔から30年、40年、あんたらが買う前まで残土置場として、わし、使用しとったんよの。その下に町道があるわけよの。この処分はどうしちょるか。あなた方は町道として認定

せんかったから、町道として図面に残っちゃらんわけよ。児玉課長か部長か知らんが、あのときにきちっとやっちよるわけよ。それが一つ。それから、だからね、まだ途中半ばで、この三百何ぼ、町道何号線か知らんけど、355か、これはいろんな業者が仕事しよるんよ。何年かかっちゃよるということもない。これの説明が、できたときに説明がきちっとできとったら納得できるんよ。皆、中途半端でしょうが。だから、今、私有地を購入して、今までは必要などこだけ買うとったんよ。残ったときは買いませんと、それで通しちよるわけよ。こんたびだけ、ほんじゃ、皆買いましょういうて。残地は、前田さんが言うたが、わし知らんのやがの、さっきあんたらが言うた、業者と交渉中ですと。そういうことを勝手にやっちゃあの、いけまあ。ほんじゃ、わしも、皆知っちゃるけ。残地が残って、ほんじゃ、わしも不動産買いますよ言うた。どうするん。内容、皆知っちゃるんよ。そういう場合の対応はどうするん。一番、わしが言いたいのは、まだ工事しよるんよ。ガードレールも何も舗装も何もできてないんよ。ほいで私有地の境は、どうやったかあんたら知らんのじゃが、まだ検査もしちよらんのじゃが、土のうを積んで、その上、コンクリやって、ガッターやって、道路側には舗装するん。今度、私有地を売却するときは土のうを積んで、そのまま土のうの上にコンクリを打って、ガッター据えて、当然、これ、私有地はどうしても道路の高さまで私有地を上げるわいの。そういうことを見え見えの工事して、それで工事の完成がどういうふうになっているか説明もなしにの、そういうことをする自体が間違いじゃないんか、順序として。皆さん知らんけえ、そりゃあ、賛成してか知らんよ。工事としたらどういう工事、こうこうこう言うてあんたが言うように、出す前に常任委員会に、ちゃっと説明して出すべきもんじゃない。後から説明しましたじゃ、説明不足じゃろうが。その辺どうか、町長、何回もわし町長に言っちゃるの、説明不足じゃいうて、何でも。その点どうか。あと、町長の意見もちよっと聞かせてくれ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず、町道として、町管理道ですね、以前、議員さんのほうから過去に一般質問でございましたように、答弁させていただきましたように、こちらは今のそこに通ずる道路部分のところの地権者の方と、町のほうに寄附していただけるかどうかということも含めて協議をしておるところでございまして、今後、それを引き続き進めていきたいと考えております。それから、今なぜこの時期に認定なのかというところでございますが、こちら、3月末には工事が完了いたしますので、その後、速やかに供

用開始をして開通させたいというところで、議会の認定が必要なところ、この度は2月の議会となりましたことと、それから、現時点でおおむねもう外側の橋も完成しましたし、外側の構造物、道路を止めとる擁壁等の構造物ができておりますので、道路の線形につきましては、もうこのまま変わらないというところで、この度、道路認定のほうを出させていただきましたところでございます。それから、私有地との部分につきましては、先ほども申し上げましたように、そこに面しとる土地の所有者と今協議をさせていただいておりますが、部長も申しましたように、今後、はっきりと分かるような形で、どうしてこのようにしたかというのが、処分したかというのが分かるような形で、委員会のほうに説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）公有地の売却であるとか貸付け含めて、こういった処分をするときには、町民の皆様もとより、議員の皆様方からも疑念を持たれないということが第一であるというふうに考えてございます。町のほうでも売却の方針みたいなものを定めている場合もあつたりしますので、そういったところの方針もしっかり、今後、説明を差し上げながら、皆様の御理解を得られるようなプロセスを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（桑原）答弁漏れのところ、できますか。建設課長。

○建設課長（早稻田）今、土のうになっているところというのは、バスの回転場の近くのところであろうと思います。そちらにつきましては、その下の水路の部分を暗きょとして通して、その上、埋め戻す。ですから、土のうは最終的にはなくなる形になると思いますが、そこら辺の最終的な形は、当然町としてもしっかりと現地を確認して、適切な状況にしたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）きちっとね、ということは図面どおりできてないということよ。あんたら認めとるじゃないか。下を水路、雨水が通る水路にするんか。将来の、将来じゃない、後よ。今、町有地を売却する。その境のところよ。また、そこをめで、土のう、L型水路を外して、また、そこを水路にするんか。第一に、そういうことを、答弁がきちっと、現場を把握してない証拠じゃないか。それから、この道路は、皆もめちよるんよの。143号線を3年間も通行止めにして、建て売りのあれをやらせて、どうもならんから、町道343号線を4メートルに、町がやったんよ。大体いうたらね、建て売り業者がせにゃい

けんことをあんたらが町がしたんよ。何年か前じゃがの。それは皆さんが分からんから、議会は可決したんじゃが、皆さん、皆分からんのよ、内容がの。そうじゃけ、皆さんが内容が分かるように、前もって常任委員会でも何でも説明しとったら、こういうことにならんよ。それが今までずっとなされてないから、こういう問題がいろいろ出てくるわけよ。そこらを町長、反省点が全然ないんよ。今後、気をつけます、今後、気をつけますいうてね。だから、きちっとの。だから、もう一回、きちっとこの説明を今の町道何号線、これはやって、わし、土地の交換条件と、今コンクリも残っているのが、コンクリやって整備して、町道にしちよるわけよ。それが役場にそれやってないから分かりません。当時の分かちよるもんおらへんわいの。私は30年、やらせてもろうて、最初から知つとるんじゃけ。第一、あれ、串掛林道に工事用に使うとったんじゃけ、一から十まで知つとるよ。だから、あんたが来たとき、わし言うたろう。交換するときの写真も工事用のときの写真も持とったんじゃが、もう二十何年前のやけん、もう焼いて捨てたんよ。ほじゃから、きちっとその場その場で整備することは整備しとかにゃいけんことは、あんたら整備しとらんと、一つは今の売却しますどうのこうのは、するんじゃったらするで、この本会議の前に、2月あるんじゃったらその前の常任委員会のときにきちっと説明してくださいや。それから、もう一つよ。今、売却する相手方と交渉中じゃ言うんじゃが、これ公募してもらいたいんよ。すぐ道のほとりじゃけ、ほとり言うたら分からんか知らん、すぐ道の隣じゃけん。欲しい人はいっぱいおるんよ。売買の許可があるもんじゃったら、不動産関係あるもんじゃったら、公募してからに売rinaさいや。それと、もう一つは、なぜこの時期にやったか。工事が完成しても、10日か何ぼ後に舗装をかけて、工事が完成してからでも皆さんが分かるように、ここが道路じゃのう思うて、分かった時点で道路認定出されたら誰も文句言わんよ。だけど、町民の方にこれ議会が認めたよいうて言うても、何で舗装もしてないあれも町道に認めるか、まだ開通もしてないじゃないか。わし、内緒であんたら行ったんじゃが、3月末までには開通しますいうんやろう。ほんじゃ、この議会に合わせて、工事やる業者に、ほいじゃ、こうこうこうじゃけえ、それまでに工事やってくれと、早めにやってくれと。なぜそういう対応がでんかったかと。この業者は今度は、総合公園も受けて、3月末まで、入り口は閉鎖するいうて載とったがの、FAXに。だから、そういうこと自体がもうちょっときちっと計画的になつてないから、そこらどうするか。

○議長（桑原） 答弁漏れないようにしてくださいよ。建設部長。

○建設部長（木村）今まだ工事中なのにどうして今認定をするかという話から御答弁させていただくんですけども、建設課長の話もございましたように、今回は3月ではなく2月定例会ということで、完成後速やかに供用開始をしたいということから今回提案をさせていただいておるものでございまして、そもそも町道認定とは、議案を見ていただいたら分かるように、起点と終点を議員の皆様にご覧いただきまして、今工事中でございまして、用地のほうは確定しておりまして、今後、図面どおりに整備ができ上がった段階で、次のステップとして区域の指定と供用開始という手続きを踏んでまいります。したがって、今の時点で認定をいただいて、完成後速やかに手続きを踏んで供用開始をしていきたいという思いから上程をさせていただいているものでございます。事前に町道認定について説明をすべきではないかということでございますが、1月27日の全員協議会で、今回上程させていただく予定でした町道の内容について御説明をさせていただいたところではあります。その際、説明の内容に不足があるという部分につきましては真摯に受け止めて、今後その説明の内容についてより充実を図ってまいりたいと考えております。続きまして、売払いの件でございまして、先ほど、私が申し上げましたように、常任委員会のほうで売払いに当たってのルールをどういうふうに今考えておりますというのを、今、御指摘をいただいているものの判断をする前段で、常任のほうで御説明をさせていただきたいというふうに考えております。あと、公募をしたほうがいいんじゃないのかという御提案がございましたけれども、それももちろんあります。ただ、公募に値するものとそうではないものというのが、実はちょっとルールがございまして、簡単に言うと、狭小地で、もう、そのお隣さん以外の方が買っても使い道がなかったりすると、いたずらに第三者が入って値を上げるといような事案もあるので、そこはルールに基づいてやっていこうと思っております。そのルールも併せて、説明のほうをさせていただいた上でいきたいというふうに考えております。以上ですかね。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）第一、答弁が間違うとるよ。公募して、今欲しい人がおるいうじゃないか。公募したら地上げするというような考えは、あんたら持ちやいけまあ。町有地が高う売れりや、町の財産じゃけえ、ええんじゃないん。それと、わし、最後じゃけ言うんじゃがね、あなた方が2月の定例会で道路認定したら、これ、道路としてみなされるよ、法的に。ほうたら、この道路を利用して何でもできるんやの。わしや、あんたら

疑っちゃうんじゃないんじやが、もうその気配があるんよの。そりゃあわしの考えがひねくれちよるか分からんで。そのために、2月やって3月末まで業者が、開発工事合意を県に出した、スムーズに早う済むわけよ。これはわしが妬みかどうかどうか知らんで。じゃけえ、そういうことを思われんようにきちっとしなさいや。それと、今の町長、今の答弁、皆聞いたらね、説明不足で今後気をつけて、そういうことばかりじゃ。あんた、そういうことばかり聞いて、いつから今後気をつけて、いつから行政を立て直すんか、ちょっと町長、答弁をお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内） 崎本議員の御指摘のとおり、説明不足ではないかと言われぬように改善に努めていかなければならないというふうに考えております。日々、いろいろな案件につきましても、改善を通して、皆さんに分かりやすい説明を尽くしていくことこそが行政の務めだろうというふうに思っておりますので、いつからというのは今からということが御答弁ではありますが、次回のこういった同種の案件につきましては、今回議員からの御指摘も踏まえた丁寧な説明を心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村） 公有地の売払いにつきましては、御指摘の点も踏まえまして、常任委員会のほうで、考え方のほうを御説明させていただきたいと考えております。認定したら、もう法的に道路として何でもできるというふうな御心配ですけれども、決して我々としては、それをもって何かこう住民の皆様に損害を与えるようなことをするという考えは、当然毛頭持っておりません。速やかに工事が完了したら使っていただけるようにしたいというその思いからでございますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。道路認定の仕方については、部長が答弁された、に、間違っていないと思います。それこそ、道路ができてない状況で道路認定してやる方法もありますから。ただ、三迫一丁目で同じようなことが前にあったときに私が質問したんですが、もっと早めに早い時期になぜ道路認定しないんですか、でき上がったらすぐに供用開始すればいいじゃないんですかという質問をしたら、執行部の答弁は供用開始するまで道路認定はしませんと言い切ったんですよ。約10年前に。たら、その答弁が変わ

った説明をお願いしたいんですが。それともう1点、道路売却されないけん、言われることはごもっともだと思いますが、確か、これ僕、議員の個人的にここへ副道を造るべきじゃないと申し上げたんですが、そのとき、どうしてもこのために副道が必要だ、そのために用地買収を余分に買って、道路として投資しているんですよね。何千万のお金を投資しているんですよね、ここへ。その何千万というものは単純に売却するだけじゃなくて、その投資したお金も取り戻す予定でおるんかどうか、やるのであればこれ全部副道を廃止すべきだと思うんですが、その辺についてどのように考えているかどうか。もし、そういうことであるのであれば、今回の道路からその副道部分を外しておく必要があるんじゃないですか。道路として町が管理するのは結構ですが、町道としてじゃなくて、町が持っている道路としてやっておくべきじゃないんですか。その辺についてどう考えておられるのか、お聞きしたいです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず1点目、三迫一丁目の町道認定で、事前に認定をすべきではないかという御提案をいただいた際に、町のほうが整備が終わった後に認定をするというふうに御答弁したということなんですけれども、申し訳ございません、ちょっと私はその辺の記憶がないんですけれども、今後は、できるだけ住民の皆様に速やかに事業効果を得ていただけるように、そこは今回2月定例というふうに1か月も前倒しになっているというのもあって、こういう判断をさせていただいているんですけれども、その辺の定例会若しくは臨時会等が、確定している臨時会がある場合にはそれらのタイミングを見計らって、できる限り住民の皆様に速やかに事業効果を享受していただけるようなタイミングでやっていきたいという思いで、今回上げさせていただいておるものでございます。2点目の副道の部分でございますが、こちらは先ほどから出ているところではございません。この副道については用地買収をして副道にさせていただいた部分は、全部町の持ち物として今後も維持管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）同じようなことですよ。前も、だから、供用開始が定例会の後に供用開始がやられるから、先にしたらどうですかいう話をしたんです。そしたら、もう供用開始するまでは絶対しませんと、うちはこういう方針です。だから、その方針が僕悪いと言うんじゃないですよ。そのときに部長は、今、早く享受していただきたい、いや、道路があるんだから、でき上がったら町が管理するんだから、町道と同等なものだから、

特に問題は起きないんだから、後で大丈夫ですという答弁をされたんです。だから、方針を変えるのは変えていいです。それをきちんと、今度からこういうふうにしたいんですが、いかがでしょうか。まずそういうふうにするべき、方針を変えるんならその必要性があるんじゃないんですか。となれば、今これ、その説明をしないうちに、これ認定すること自体がおかしいんじゃないですか。この本会議場で答弁されたんですよ。本会議場ですよ。委員会とか何とか別のところじゃないんですよ。となれば、本来、これ道路認定、だから、あなた方が言った口の舌をひっくり返すんなら、ひっくり返すようなやり方があるんじゃないんですか。それこそ今、崎本議員がおっしゃられたように、それは完全に説明不足ですよ。100パーセント説明不足ですよ。これ方針、100パーセント変えとるわけですから。供用開始後に道路認定するという方針を出されたのは執行部ですからね。これ、僕がした質問ですから、間違いなく覚えておりますし、仕方ないよな、それじゃ、供用開始、でもその後に実際に道路ができ上がれば、町が実質責任持って管理するんだから、住民には全く問題が起きないですよという、こういう説明まで付け加えられたんです。それに対してどう答弁されるのか、どうやって方針を変えるのか、変えたなら変えた事前説明がなぜないのか。この3点、お願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）先ほど来、住民の皆様の利益といいますか、できるだけ速やかに享受していただきたいという思いから、上げさせていただいております。議員御指摘の方針が変わったのかというところでございますが、すいません、先ほど来、ちょっと記憶のほうで定かではないんですけれども、もしそういった方針の転換についての説明が不足しているということであれば、その点についてはこの場をお借りしておわびを申し上げますけれども、そうは言ってもやっぱり住民さんが第一でございますので、この場をお借りして、今後はできるだけ速やかに住民の皆様が供用、使えるようにさせていただきたいと考えております。その辺についてもまた改めて委員会のほうで御説明をさせていただけたらと思いますので、その辺も踏まえまして、御議決のほうをいただければというふうに考えております。最後、供用開始を打とうが打たなくても、町が管理しておれば問題はないのではないかとございまして、できればその道路、町道認定をして、道路法のもとで維持管理をさせていただくほうがより手続き的にもスムーズに進みますので、先ほど来、繰返しになりますけれども、方針のほうを今回のような形にさせていただければというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）僕自身はもう納得できないんです。僕がそのときに提案したのに、あえてそれを蹴られたんです。供用開始するまでしない、これは町の方針ですと言われたんですよ。これが今までやってきた町の方針だいうて、切り替えたら切り替えるような事前説明をしてからやるべきじゃないかというのが1点。それから、それについて部長が幾ら答弁しても僕自身は納得できないというのが一つあります。次に、部長が先ほど、供用開始後速やかに道路認定をもしするとすれば、議会がいつあるか分からない。いや、そんなことはないですよ。4月に入ったら臨時会が必ずありますよね。改選後の。それ、部長の言う言葉の理由にはならないですよ。そのときに速やかに出せばいいんじゃないんですか。3月末で工事終わるんですよ。供用開始が目の前に明らかに使えるようになった、供用開始ができた、それじゃ、急いで、それなら筋が通るんじゃないんですか。それが6月までないから先にやらせてくれいうならそういう言い方をすべきであって、説明すべきであって、明らかにそのすぐ後にあるのは目に見えていますよね。間違いありませんよね、皆さん。これ、僕間違っていると思いませんけども、少なくとも改選後何日か以内にやらなきゃいけないはずなので、そのときにできるんじゃないでしょうか。それについていかがですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）方針が変わったのを事前に説明すべきではないかというところでございますが、その点については御指摘を受けて反省しなければならないところは反省をさせていただこうと思っております。ただ、今回、再々言わせていただいているんですけれども、できるだけ住民の皆様に速やかに使っていただきたいという思いから、今回、方針のほうを変えたというふうな結果にはなってしまったんですけれども、上げさせていただいております。その点も踏まえまして御検討いただきたいというふうに考えております。4月の臨時議会ですけれども、おっしゃられるように改選後にあるというのは分かるんですが、では、実際にいつあるのかというのは、私自身ちょっと存じておりません。できるだけ、先ほど来、繰返しになるんですけれども、供用開始、工事が終わって検査が終了したら、できるだけ速やかに使っていただけるようにしたいという思いから、定例会のほうで今回上げさせていただいておるものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論がありますから、討論をこれからします。反対討論からします。三つまとめてやります。よろしいですか。崎本議員。

○13番（崎本）反対討論をいたします。まず、355号線に反対討論をいたします。今説明があったように、執行部も認めておるように、説明不足で、完成してから、今、部長が言われた、完成してからやるんじゃないいうて、完成してないのに道路認定を出されたから、それに対しての今質疑をしましたが、十分な答弁がなされませんでしたので、今後また委員会で説明します、あれは今後します、そういう説明しかありませんでしたので、この355号線に対しては説明不足、あるいは住民に十分説明ができないので、355号線に対して反対討論をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を行います。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）なしと認めます。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第1号議案については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第2号議案、海田町工場立地法地域準則条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第2号議案、海田町工場立地法地域準則条例の制定について。一定の規模以上の工場等における緑地面積率等につきましては、これまで国が示す準則による割合に変えて、県が定める準則条例の規定を適用してございましたが、この度、この県条例が廃止されたため、町におきまして準則条例を制定するものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）それでは、第2号議案、海田町工場立地法地域準則条例の制定

につきまして、御説明させていただきます。内容につきましては、資料３、条例の概要で説明させていただきます。議案書は５ページでございます。それでは、資料３をお願いいたします。１番、制定の趣旨でございます。工場立地法の一部改正によりまして、特定の工場における敷地面積に占める緑地面積率等を各地域で定めることが可能となる地域準則条例の制定権限及び事務処理権限が町に移譲され、町で独自に準則基準を定めることが可能となりました。本町ではこれまで広島県の面積率を適用しておりましたが、県の条例が廃止され、その経過措置であります今年度末までに町で新たに準則を定めなければ、面積率の厳しい国の準則が適用されることになるという状況を受けまして、町としましては、国の準則よりも緩和した基準を定め、町内の対象となる工場に、限られた土地を有効活用していただき新たな設備投資等を実施していただくことで、町の産業振興の推進を図ることができるとの考えの下、他の市町の状況も参考に緑地面積率を国が定める下限値まで緩和する準則を定めるものでございます。２、内容につきまして、１番、概要でございます。対象となる工場は敷地面積が９,０００平方メートル以上又は建築面積が３,０００平方メートル以上の工場等で、敷地面積に占める緑地及び噴水、屋外運動場等の環境施設の面積率について定めるものでございます。２、対象となる業種は製造業、ガス供給業、熱供給業、括弧内の一部を除く電気供給業でございます。規模は先ほど御説明させていただきましたとおりです。３、緑地面積率等でございます。現在は、表の真ん中の県の準則を適用しております。準工業地域におきましては、環境施設面積が２０パーセント以上、うち緑地面積が１５パーセント以上、工業地域におきましては環境施設面積が１５パーセント以上、うち緑地面積が１０パーセント以上となっております。これを国の基準とするのではなく、下段に記載しております準工業地域におきましては、環境施設面積を１５パーセント以上、うち緑地面積を１０パーセント以上、工業地域におきましては環境施設面積を１０パーセント以上、うち緑地面積を５パーセント以上にするものでございます。次のページに、他市町の状況を参考にお示しをしております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○１５番（佐中）これは一部用途地域の変更になるのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）用途地域の変更になるようなものではございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、新しく更地、あるいは工場を潰して、例としたら、今の明治乳業、あるいはこっちのユーシンの跡、こういうところが該当すると思うんですが、これが現在建っております、これは緩和装置で対応するのでしょうか。例えば、ここの役場、3,687平方キロメートルある土地で、建ぺい率、容積率でやると、4階建てですから、もう9,000平米以上になってくるわけですね。そうすると、この改築や大型店舗、それぞれそういうのが進出した場合にだけ限ってやるのか、今まさにある工場とかそういうのをここにあるのを除いて対応するのでしょうか、この2点、お尋ねします。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）新たにこの対象になるような工場が建設される、整備されるという場合には、今回お示した基準が適用されるというものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁になってない。例えば、改築とか更地であったところが該当すると思うんですが、3,000平米で容積率あるいは建ぺい率で、平米が違って来る建築内容で、それはどうするのかというのがちょっと不明なんでお尋ねするんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）まず、この準則条例の適用する地域が海田町全体ではなくて工業地域と準工業地域になります。その中で、資料にあるように敷地面積が9,000平米以上、それから工場の建築面積が3,000平米以上のものが対象で、その緑地面積等の基準を国が25、これまでの県が20、今回の条例で15というふうにして定めるもの、これが今回の制度でございますので、先ほど、庁舎と言われましたけども、庁舎、多分工業地域とかではないと思いますので、まずその地域から外れているというところでございます。今この対象の地域は、どう言ったらいいですかね、明神町のほうであるとか、今、ワイテックさんとかああいうところがある、既存の地域があるところが主になっております。そこから辺の工場が対象になるというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。聞いてみるが、ここに一つ、趣旨というか、そういうところで国の基準よりも緩和しますよ。何でか。要するに、町いうか、工場の発展、敷地有効利用、こういうことらしいんですがね。話は若干それますが、今の広ガスのところに発電所を造るときにペレットを持ち込みしますよ、外国から。実際はどのようにチェ

ックしとるのか知りませんが、蓋をしたドラム缶のようなものでペレットを持ち込みます。それを、ちょこちょこ検査します。実際はそがあな検査しとるんか、見たことも聞いたこともない。全くフリーで、この間もトラックが入りよったが、そのままばら積みで大型のダンプでガス会社のところへ入っとる。当初の説明は、今言うた蓋をしたドラム缶のようなもので持ち込むと、こういうことで。だから、本来としてはこういうふうに、地域の環境を良くしようという条例、こういうものができるときだから、せっかくだから、国の基準、少なくとも、国がこういう指針を出しとるわけだから、それに準ずるべきだろう。町独自に緩和措置をつくるべきじゃないと思う。だから、議長が許すんなら、そういうことで脱線しましたが、そういうガス会社の発電のペレット、外国から来とる。何でつくっとるか分からん。だから、そういう今言うたドラム缶で蓋、密閉したもので持ち込みますよ。検査しとるのかしてないのか、してないでしょう。もう発電所できてから何ぼになるん。大方10年になりゃあせんか。その間、何回検査した。だから、環境を良くすべきじゃないのかどうなのか、ちょっとこの2点ほど、一つは問題がありそうな発言だけでも、どうなんか、それ。

○議長（桑原） 答弁できるところだけ、答弁をちゃんとしてください。町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽） まず、バイオマス発電所の件でございますが、これについて、当初、広ガスとかが説明されたことを、これを監視する機能というのも町にはございませんし、現在、どういう状況でペレットを搬入されているか、そういったことも検査する義務も負っておりませんので、そこの部分については町として把握していないところでございます。

○議長（桑原） 資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅） 2点目でございます。町内の企業等々に様々にお話を聞く中で、やっぱり海田町土地が狭いということがありまして、その中でも限られた土地を有効活用していただいて、少しでも設備投資等実施していただいて、地域の産業振興を図りたいという趣旨でございます。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） だから、今言うたように、こういうふう基準が変わるときだから、少なくとも環境を良くするために、極力厳しい基準というか、国がはっきり指針を出しておるわけだから、町独自に緩和措置を取る必要はないんじゃないかと、こういう言うとるんよ。ほんで、今、部長の説明でもあったように、検査するすべがないんだよと。

でも、あのとき発電所を造るときにあなたらが説明しとるんよ。持込みはドラム缶で密閉した蓋で、そういうもので持込みやります、検査もしますいうて言うたはずなんよ。もう今より10年もなるから覚えてない言われりゃ、それはそうなんよ。だから、先ほどの建設の町道認定でも言いましたが、たんびたんびに都合のいい発言、説明、その場限りの説明だけして逃げとるわけ。ほんで宗像議員が言うたように、わしがこうしたほうがいいんじゃないか言うたら、いや、頑としてこうするんじゃないいうて。ところがそれを今やっとする。行政に、町長、一貫性がなくてどうするんや。町長が変わったからね、船の進路ではないけども、2度3度方向、安全地帯を見つけていく。面白いほう、良い方向いうのはいいよ。これを例えば180度方向転換したら全て行政否定するようになる、今までのことをの。それと同じことだから、あなたらの説明に一貫性を持ちなさいということをし言うとするわけよ。ペレットは達成したから知りませんよ、10年なるけ、記憶にございません。それはどこの国会の先生が言うことや。一貫した答弁をしなさいと言うとる。もとに戻すけども、どうなんか。こういう際だから厳しく、環境を守るためにやるべきじゃないのかということ、どうなのか、その辺含めて。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）前田議員の御指摘そのものが間違っているというふうには思いません。

確かに環境についても十分配慮というのはあるかと思います。ただ、先ほど資産活用課長が申しましたように、海田町はコンパクトで地の利がいいということで、工場が立地しております。そういった優位性を保って企業さんはここにいていただけていると考えておまして、限られた中で少しでも工場等を有効活用して、海田町にいていただけるというところがございますので、そこら辺のバランスを考えて、今回、緩和をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）一貫性がないということを御質問されたわけですから、これだけ答えてください。町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）当初、バイオマス発電を建設するときに、町からも広島ガスさんのほうから聞いた、聴取したことについて御説明をしたのは確かでございます。ただ、その中ではっきりとどういった持込み方をして、今後どういう燃焼の仕方をしてというのは、皆さんにお知らせすることはあっても、海田町が常に把握しとるわけではなしに、特にそういった協定があるわけでもございませんが、そういったことについてバイオマスのほうに問合せをすることはできますので、また、そちらのほうはバイオマスのほう

から聴取してお知らせすることは可能だろうと思いますので、そういった手法で、議員のほうにお返ししたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像委員。

○10番（宗像）10番、宗像です。この件について事前説明のときに、該当は1者しかないとおっしゃられたんですが、1者ですよ、皆さん聞いたのは。と、受けたんですが、実際にはほかにもあると思うんですよ。例えば、僕が記憶しとるんであれば、元明治乳業があった、この明治乳業そのものがこの工場設置法に該当して、明らかに中に緑地帯を造られている説明をこれ個人的に聞いたことがあります。今回、ほかの業種が今来られていますよね。これは製造業に当たらないのか、一部工場があると思うんですが、工場が、じゃけえ、それに該当しないからこういうのは該当しないのか、それからまた、既存の工場で既に明らかにどう見ても建物が3,000平米を超えた建物があると思います。これらについては、今実際現実どうなっているのか。その工場立地法に基づく元の基準、15パーセントだったと思いますけども、その15パーセントで実際緑地帯がそこにあるかどうか。該当してあるんであれば、1者じゃなくてそうじゃない該当者はほかにあるんであれば、それらが該当しているんか。該当してない、それを工場立地法に基づく緑地帯が造られてないんであれば、今から今後指導していくのか、どうされるのか、それについて御説明をちょっと願います。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）まず、今回、町内に対象になる工場は6工場ございます。2点目の明治乳業の後に進出されている企業様におかれましては、今回の準則条例の対象にはなってございません。3点目です。昭和49年6月以前にもう既にあった工場につきましては、急に緑地面積を増やす等々がなかなか難しいものでございますので、増改築がある度に特殊な計算方法によりまして緩和措置が取られているということで、今その緩和措置によって基準を満たしているという状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、最初に聞いた質問については、業種が違うからですかと確認取ったんですが、それについて答弁がなかったのと、どう考えても、ある工場では全面建て替わっているような気がするんですが、49年以降に。その辺については、だから、明らかにそれについては緩和措置の理由がよう分からんのですが、当初の49年以前の建物から、ほとんどの建物が49年以降に建て替わっているはずなんですが、それについてはど

うなんかなというのと、緩和措置とはどういう緩和措置なんですか。要するに、部分的に建て替えた場合には緩和措置があるという今説明を受けたんですが、その部分的に建て替えた場合の緩和措置についても御説明願います。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）増改築をする対象面積に対して、目標となる準則、緑地の面積率、ここに急に達するということはなかなか難しいものがありますので、激変緩和措置ということでちょっと特殊な計算方法になるんですけれども、最終的な基準に向かって、緩やかに基準が設定されているというものでございます。

○議長（桑原）答弁漏れないようにしてくださいよ。資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）明治乳業の跡地の業者につきましては、今回、資料の2の（2）で示しておる業種に該当しないということで対象にはなってございません。業種につきましてはここに記載しております。ごめんなさい。明治乳業の後の業者様の業種については、すみません、把握できておりません。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○10番（宗像）だから、把握できてなかったら、該当するかどうか分からんじゃないですか。本来は把握しておくべきじゃないかと思うんですが。だから、ほとんど建て替わったケースの場合には、はっきり言って、もう15パーセントが適用を受けているはずですよ。そういう計算になりますよね。いや、緩和措置があったとしても一遍にできないけども、増改築があったときにね。だから、全部その以後に入れ替わったようなケースの場合だったら、もう15パーセント達してなきゃいけないと思うんですよ。何ぼ緩和措置があったとしても。だから、それはどうなんですか。そうなった場合には該当しなきゃならないですね。まず、それについて御答弁をいただきたい。実際にそういうことが行われてるのは、そういうのは点検しているんかどうか、点検をする予定であるんかどうか。これ、うちに条例が戻ってきたので、県から移譲事務で来た問題だろうと思います。だから、うちは今後それに対して、もし県がしてないんであれば、それについてうちはどのように対応していくのか、それについて御説明願います。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）対象となる年度以降に建てられた工場が三つありまして、その三つについてはこの準則を満たしているという状態です。残る三つについては、先ほど御説明させていただきました、激変緩和措置が取られている工場ということです。今後、

増改築等届出がございますその度に内容を審査させていただいて、確認のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は11時25分。

~~~~~○~~~~~

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第7、第3号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第3号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の取扱いを考慮し、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第3号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。内容につきましては、資料4の概要で説明をさせていただきますが、議案書は8ページ及び9ページ、新旧対照表を資料5でお配りしております。それでは、資料4をお願いいたします。2の改正内容でございます。（1）として時間外勤務の免除の対象となる

子の範囲の拡大でございます。原則として時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を3歳未満の子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するものでございます。（２）仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備といたしまして、ア、配偶者等の介護が必要な職員に対して仕事と介護との両立に資する制度又は措置を周知することを任命権者に義務付ける規定、及びイといたしまして、仕事と介護との両立に資する制度の利用を円滑にするため、職員に対する制度周知の研修等の実施を任命権者に義務付ける規定を新設いたします。その他、引用条項及び字句の整理を行い、施行期日は令和7年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。今回の改正は、主には3歳未満から小学校に入るまでということなのですが、まず一つは、これは当然男女どちらということとなるのかということと、もう一つは、原則としてと書いてあるんで、ちょっと分からないから聞くんですが、例えば、災害があったときなんか特別に出動される場合の任務に適用されるのかどうか、この二つをお願いします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）1点目の御質問につきましては、男女ともに対象となります。2点目の災害につきましては、条例上に規定しておりまして、災害時においてやむを得ない場合については対象外と定めております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第 8、第 4 号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第 4 号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。法改正により生じた条ずれに伴い、関係する 3 件の条例の引用条項を整理するものでございます。改正の内容は新旧対照表のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

なお、本議案中の海田町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の改正については、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項において、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないと規定されております。監査委員に意見を聴いた結果、本議案については特段の意見はないと回答をいただいておりますので御報告を申し上げます。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第 4 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 4 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第 4 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第 9、第 5 号議案、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第 5 号議案、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。法改正により生じた項ずれに伴い、関係する 2 件の条例の引用条項を整理するものでござい

ます。改正の内容につきましては新旧対照表のとおりです。以上で説明を終わります。
○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第6号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第6号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第6号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。議案書は14ページでございます。資料8の条例の概要、資料9の新旧対照表を提出してございます。内容につきましては、資料8の条例の概要で御説明いたします。初めに1の要旨でございますが、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、本町におけるそれらの資格要件を国と同様に改正するものでございます。次に、2の見直し内容でございますが、（1）布設工事監督者の資格要件につきましては、ア、学歴・学科要件における土木工学科、土木科以

外の課程の追加、イ、１級土木施工管理技士の追加、ウ、技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に半分に見直すものでございます。次に、（２）の水道技術管理者につきましては、ア及びイの２点につきましては、（１）の布設工事監督者と同様の見直しを行い、ウにつきましては水道の整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。３の改正後の資格要件につきましては、（１）の布設工事監督者、（２）の水道技術管理者につきまして、それぞれ記載の表のとおりでございます。改正箇所には下線を引いており、分類の欄では資格要件を追加し、右側の技術上の実務経験の欄では、実務経験期間を短縮してございます。４の施行期間は令和７年４月１日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○１３番（崎本）この前も言ったように、これに対して、国からどういう効果があるかいうて来ちよるはずだが、どういう効果があるいうて説明があったか、ちょっとそれをお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）今回の改正の効果といたしましては、昨今の人材確保が難しい中、より資格要件を広げることで、対象となる人材の確保を図るものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○１４番（前田）ちょっとこれじゃ分かんので聞いてみるんじゃけど、布設工事というだけで、水道の技術者というのが明記されとるんだけど、これ、例えば、下水、これも要するに業者、施工するための認定基準なのかどうなのか。それともう一つは、この布設ということで、電気、ガス等々埋設されとるわけ。ガスの埋設のときにも、わし、やかましい言うたんじゃけど、僅か１メートルほど移設するためには、ガスは、あれは独占企業で料金前納で、それから工事予定を組む、こういうことがある。だから、それらにも全て適用されるのか。いわゆる布設工事の監督ということで、もうちょっとその辺を詳しく説明願いたい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）この度の布設工事監督者とは水道事業法に基づくものですので、あくまでも水道の布設のみでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）水道管、上水道というふうに理解するわけですが、これの資格の取得者でないと工事の監督をすることができないと、こういうふうに理解するわけですが、それじゃ、実際問題、そういう認定試験、過去いつやったんか、今後どのように、例えば年に1回行うとか、2年に1回行うとか、こういうものがありながら多分過去やってないと思うんよ、何年も。だから、以前、いつやったんかというのが一つと、今後どういふふうを実施をしていくのか、そういういろんな施工の申請書類には資格基準として、それは届けの書類の中にあると思う。その辺はどうなっとる。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）この度の布設工事監督者につきましては、水道管理者が、例えば町の職員に水道施設監督者に任命して、その任に当たらせるというものでございます。前田議員がおっしゃっている資格認定というのは、水道の指定工事店のことだと思いますので、そちらについては指定工事店の登録等で手続きをして、順次更新等を行っているものでございます。

○議長（桑原）前田議員。補足はないですか、今の答弁に。前田議員。

○14番（前田）ここの基準にも、何とかで1年、2年、経験年数、こういうことも書いとるわけだがね。国が基準に定めとる、いわゆる施工管理士、管工事、あるいは土木とかいろいろ施工管理士があるわけですが、その中で1級、2級いうてあるんだけど、それとの兼ね合いが全く分かん、ここではね。だから、それをどういうふうに区別というのか、基準を定めておるのか、そこらも明確でない。本町の基準でありますというだけで、これ一種の受験資格なのか、そこらの、さっきも言ったように、今後そういう検定についても本町の認定、それを2年に1回やるんか毎年やるんか、そこらの答弁もないわけよ。ただ基準をつくります、つくります言うだけで。何のためにどうするんかというところがね、これでは分かん。ただ5年以上の経験だとか2年以上の経験だとか、基準は厳しくなっておるか、今のそういう土木の1級、2級の施工管理士、こういうので更に、分かんけども、どういうふうに差別か区別しとるんか知らんけども、その資格を持って、更に1年半も経験が必要ですよというようなことを言うとするが、その中身が全く分かん。ちょっと詳しく説明してほしい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）御質問のことにつきまして、資料8の3の改正後の資格要件（1）の布設工事監督者のところに書いてございます。左の分類につきましては、各要件を有

しているものが右側の技術上の実務経験を水道事業に携わって経験したものがそれぞれ布設工事監督者のほうに指名できる、基準を満たすというものでございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）この布設工事監督者というのは水道法に規定をされておりまして、水道事業者が水道の布設工事を自ら施工し又は他人に施工する場合において、その職員を指名しということです。要は、水道事業者が職員の中からこの要件に該当するものを指名して監督をさせるというものでございますので、その資格試験というのはございません。経験年数、大学とか学歴の卒業等、経験年数若しくは資格を持っておって、経験年数を満たせば、その人を指名できるというものでございますので、そういうふうな試験というのはございません。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）今、説明を聞いて思いましたが、海田町にはこの資格が皆満たされておるかどうか、それをお答えをお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）現在、この資格を満たしたものについて指名をしてございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第11、第7号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、第8号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたしたいと思います。なお、採決については、1議題ごとに行います。町長より提案理由の説明を求め

ます。町長。

○町長（竹野内）第7号議案及び第8号議案を一括で御提案申し上げます。栄養士法の改正による基準省令の改正に伴い、関係する2件の条例を改正するものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）それでは、第7号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び第8号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、一括して御説明いたします。議案書の16、17ページ、それから、資料10の条例改正の概要及び資料11、12の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料10の条例改正の概要で説明させていただきます。1、改正の要旨でございますが、国の基準省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。2、改正の背景でございますが、現在栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされていましたが、栄養士法の改正により、今年4月より栄養士じゃなくとも管理栄養士養成施設の卒業者であれば、管理栄養士の国家試験を受験することができることとされました。この法改正を受けて、全ての管理栄養士が栄養士であることを前提としている基準省令の規定が改正されました。その改正を踏まえて条例の改正を行うものです。改正する条例及び改正内容でございますけれども、改正する条例は二つございます。いずれもこれまで栄養士のみを対象としていたものを栄養士ではない管理栄養士も対象となるよう追加するものでございます。一つ目は、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。二つ目は、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例でございます。施行期日につきましては、いずれも令和7年4月1日とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。まず、第7号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第8号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第13、第9号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第7号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第9号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第7号。この度の補正予算につきましては、私立保育所等保育事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 財政経営課長。

○財政経営課長(倉本) それでは、第9号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第7号について御説明いたします。資料13をお願いいたします。今回、審議をお願いする補正予算においては、額の確定、決算見込みに基づく各種事業費及び人件費関係の増減のほか、後の議案で御審議いただく特別会計等の補正予算に伴う繰出金の増減を行っております。また、精算に伴う令和5年度国・県支出金の超過交付分についての返還金の増額や、農林水産業費及び土木費における箇所付けのない工事請負費や委託料等については、対応箇所の増加等により不足が見込まれるものについての増額でございます。これ

らにつきましては件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は一般会計、特別会計ともに省略させていただき、主な事業について御説明いたします。

それでは、資料13、令和6年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。33ページをお願いいたします。一番下の2番、障害者支援事業を8,855万5,000円の増額、サービス利用者増や報酬改定による各種給付費の増額等に伴うものでございます。財源として、国及び県の障害者福祉費負担金を活用いたします。続きまして、41ページをお願いいたします。一番上の4番、私立保育所等保育事業を2億1,431万9,000円の増額、公定価格の改定及び入所児童数の増による委託料及び負担金の増額等に伴うものでございます。財源として、国の子どものための教育・保育給付費交付金及び県の子どものための教育・保育給付費負担金を活用いたします。次に、47ページをお願いいたします。中段の3番、小児期定期予防接種事業を1,511万6,000円の増額、子宮頸がん予防のためのHPVワクチンについて、接種を逃した方を対象としたキャッチアップ接種等の接種件数の増や接種期間の延長に伴う増額でございます。次に、75ページをお願いいたします。中段の3番、小学校ICT活用事業を3,377万円の増額。続いて、77ページをお願いいたします。中段の2番、中学校ICT活用事業を1,712万3,000円の増額、この2事業の主な増額理由につきましては、概要資料として資料14を併せて提出しております。そちらを御参照いただきたいのですが、資料14です。令和6年度に実施した教育情報ネットワーク設計に基づき、校務サーバのクラウド化及びセキュリティ対策の強化、並びに職員室及び普通教室等に無線アクセスポイントを新設することで校務デジタル化の推進を図るものでございます。これらに要する委託料については繰越明許費を設定することとし、また、これらに関連する委託料等については債務負担行為を設定いたします。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましても、額の確定や決算見込みのほか、歳出の補正に連動した特定財源の増減等がございますが、こちらについても件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただき、主なもののみ御説明いたします。それでは、資料13に戻っていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。一番上の町税、これにつきましては1億4,464万4,000円の増額、主に個人町民税について、給与所得者の所得増による収入増に伴う増額でございます。次に、4ページ、5ページをお願いいたします。中段の地方交付税を4億3,497万7,000円の増額、主には当初交付分について、18歳以下人口を測定単位とする新たな算定費目である子ど

も・子育て費が創設されたことによる増額でございます。次に、12ページ、13ページをお願いいたします。上の19款、繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金を5億162万5,000円減額するものでございます。その下の20款、繰越金につきましては、前年度繰越金として令和5年度決算剰余金5億8,708万9,000円のうち、2億8,708万9,000円を繰り越して、これまでの補正予算に係る財源調整として1億6,943万4,000円を増額補正してきましたけれども、今回の補正においては、その残りの1億1,765万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第9号議案をお願いいたします。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,655万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億6,799万円とするものでございます。また、繰越明許費の補正につきましては、6ページ、7ページの第2表により追加を行います。次に、債務負担行為の補正につきましては、8ページの第3表により追加を行います。次に、地方債の補正については、9ページの第4表により追加を行うとともに、10ページ、11ページのとおり変更を行います。更に、12ページで廃止を行います。以上で令和6年度海田町一般会計補正予算第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）1点だけお聞きします。29ページの件でお聞きしたいんですが、A Iの分で1,000万近く丸々予算を減額していますよね。これ広島県から確か子どものために何か、広島県が実施する子どもの予防的支援構築事業のモデル都市としてであったと思うんですが、多分、この分が減額されていると思うんですが、これ、モデル地区とならなかったんかどうか、これ減額されているので。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）38ページ、39ページの子どもの予防的支援構築事業のことかと思いますが、これは県のモデル事業が今年度までで一旦終了となります。それに伴い、一旦事業を中止することとしたため、この予算がもともと来年度に向けてのシステム改修及び基幹システムの構築のための改修の費用だったんですけれども、それを減額させてもらうというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということは全く使用してないかどうかということと、もう一つは、事前にそれは読めなかったんですか。これだけのものを年度当初のときに相当の事業として上げられたと思うんですよ、町長のほうで。新規のいい事業だということで。それを上げられたのに、全然、今回できないというのが事前に分かっていたんですか。分かってなかった、分からん、急きょ、これなくなったんですか。それとも、当初のモデル事業そのものというのが今年度いっぱい打切りじゃったんですか。その辺について説明していただき、もしそれで打切りが分かかってて予算を上げたんだったら問題がありますけども、その辺についてどうなんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） これは今年度もこの事業自体は実施しておりました。その中で支援が必要な子どもたち、それから、フォローが必要な子どもたちをピックアップしてフォローの体制をつくってまいりました。そういったフォローしていったんですけれども、今年度で一旦県のモデル事業が終了すると。そこで、町のほうも一旦これまでの事業を整理させていただいて、県のモデル事業としては一旦終了させてもらおうと判断したものでございます。

○議長（桑原） 答弁漏れですか。こども課長。

○こども課長（大村） 来年度に向けてでございますけれども、県の事業としては一旦中止となるんですけれども、休止となりますけれども、令和7年度は新たな児童家庭相談システムというのを変更いたしまして、事業を継続して、事業を実施していきたいと考えております。

○議長（桑原） こども課長。当初で計画しておいてから、それが事前に分からなかったのかという質問なんですけれども、そこはどうですか。福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 課長答弁いたしましたように、今年度はこのAIシステムを稼働させまして、リスクの高い児童の把握はしたところです。今年度の予算につきましては、来年度に向けての予算でございました。来年度に向けては県とも協議をする中で、システム上、リスクの高い児童が、大多数は既にネウボラの町の独自の手厚い発見で、ほとんどのものがフォローされていることも、このモデル事業をすることによって分かりました。その上で潜在的なリスクを今後どうしていくのかというところを県とも協議した上で、町といたしましては、まず一旦休止し、来年度に向けては、課長申しました新年度に向けた対応を検討して、今回、予算を、来年度に向けて計上させていただいている

という状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）要は、これ、去年の年度当初の段階で分からなかったんですかとお聞きしたんですよ。いや、分かっておるんじゃないかって、どこで、これが廃止、モデル事業が終わるか分かったんですか。それをお聞きしたんですよ、僕は。もしこれだけの大きな、はっきりいって町長が当初予算のときに上げられたすごいいい事業だと上げられたはずですよ。それならば、これ少なくとも常任委員会で説明すべき案件じゃないんですか。しました。先ほどから、町長答弁の中でしっかり説明していきますと言いながら、こういう大事な予算の執行についての説明、こういうものも多分、今確認したらされてないということなんですよ。だから、怒られているのがそこですよ。きちんとこういうものは事前にこういうのが廃止になりますよ。これ、全協のときも説明されませんでしたよね。こんな大きな大事な事業だって自分らが上げておりながら、それに対して全くこういう、廃止するなら廃止する、廃止することはいけないいうんじゃないですけども、それなりにやっぱりこういうことでできませんでした、だから予算削ります、次はこういうふうな格好にしますという説明は絶対必要な案件だと僕は思いますよ。これは今、執行部に問われている一番大きな問題ですから、その辺についてしっかりと御答弁、今、ここで聞かれたら答弁するんじゃないくて、積極的に説明していくのが執行部の仕事だと思いますが、それも併せて答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）令和6年度予算を計上する段階におきましては、モデルというところで、しっかりと県のモデルに合わせてリスクのある児童の把握をA Iのほうでしていったところです。この把握を継続して現在も行っているところです。今年度、夏以降、県との協議をする中で、この効果について検証する中で、本町におきましては大多数が既にネウボラで町独自の取組の中で発見、フォローされていることがこのモデルを通して分かったというところは、夏以降、二、三か月かけて協議をしております。その中で本町といたしましては、来年度は休止をするというところで、新たなこのネウボラの事業を継続しながら、リスクの高い子どもさんの把握に努めていくということを来年度以降していく方向を出したところでございます。議会に対しての説明につきましては、当初予算の中で説明する予定としておりますが、今後、分かった時点で常任委員会等にしっかりと説明していくように心がけてまいります。

○議長（桑原）ほかにございますか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。21ページの自治会長の研修補助費、当初予算では86万組んでおるんですが、三角の68万全く事業してない。あるいは、自治会長そのものが参加をしなかった結果でこうなるのか、お尋ねします。もう一つは、31ページの生活困窮者の自立支援597万円不足というのがありますが、執行状況はなぜこんなになるのか、お尋ねします。もう1点は、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業で、1,983万円はどうしてこうなるのか、予算の入替えて費目が変わったからこうなるのか、お尋ねします。以上です。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）1点目の21ページの自治会長の研修補助事業につきまして、予算の段階では43自治会の会長さんに研修に参加していただくことを想定しておりましたけれども、実行の段階で16の自治会長さんに研修参加していただいたその差分を減額、御提案申し上げるものでございます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）31ページの生活困窮者自立支援事業の597万3,000円の不足につきましてですが、まず、そのうち住居確保給付金が85万5,000円ほど執行残が見込まれますので減額をいたします。残りにつきまして、令和5年度の国庫負担金、それから国庫補助金の額が確定いたしましたので、それにつきましての返還金で必要なものでございます。それから、33ページの低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業の1,983万円でございますけれども、こちらにつきましても必要額を見込んでおりましたが、申請等がなかったというところもございまして、給付金について減額をするものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まず1点目の53自治会があるのに16人しか参加をしてなかった、なぜこうなったのか説明を求めます。それから、社会福祉で今の低所得者、生活困窮者もあるんですが、1,983万円、これは執行期間、これを過ぎたから、こちらから連絡するのに徹底してなかった、そういうので配布漏れ、給付漏れ、支援漏れがあるのではないかとこのように感じるんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）43自治会中16の参加ということでございますけれども、広く参加を呼び掛けさせていただきましたけれども、結果的に16の会長さんに御参加いただく、

そういう結果でございます。要因につきましては今後どのようにすればもっと参加していただけるかということはしっかり研究してまいります。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）給付金につきましては、対象と思われる方について勸奨通知を個別にお送りするなどして、こちらといたしましては、どうですかということでお手紙等差し上げたところではございますが、結果的に御申請をいただけなかったというところで、申請のほうはもう締切りをしているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今の社会福祉の問題で、通知が徹底してなかったのか、それとも、予算がもう、どう言うんかね、拡大をして予算を組んだからこうなってきたのか、お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）先ほども申し上げたとおりなんですが、対象と思われる方につきましては、それぞれ個別に御申請いただいていた方について、改めて勸奨通知をさせていただきました。ただ、結果的に御申請いただけなかったというところで、給付しなかった金額についての減額というものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第14、第10号議案、令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第10号議案、令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

この度の補正予算につきましては、療養給付事業費の増額等の予算措置を行うものでご

ございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川） それでは、第10号議案、令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料15、令和6年度補正予算説明書にしたがひまして、歳出から御説明いたします。それでは、歳出の主な事業について、御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の療養給付事業につきましては、支給額が当初の見込みを上回ったため、1億4,325万円増額するものでございます。続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。保険給付費、高額療養費の高額療養事業につきましては、支給額が当初の見込みを上回ったため、3,551万4,000円増額するものでございます。続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。基金積立金の基金管理事業につきましては、歳入歳出の剰余金が見込まれるため、1,445万6,000円増額するものでございます。続きまして、32ページ、33ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金償還事業につきましては、令和5年度に受けた交付金について、実績に基づき237万円を返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。国民健康保険税は県の推計値を用いて税率の算定を行っていますが、被保険者1人当たりの所得水準が県の見込みを下回ったため、医療給付費分現年課税分を1,850万円、後期高齢者支援金等分現年課税分を450万円、介護納付金分現年課税分を50万円、それぞれ減額するものでございます。続きまして、国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を促進することに要する経費について、国庫補助金として財政支援が行われることから、県支出金特別交付金の特別調整交付金分に計上していたシステム改修費分を組み替え、加入者情報等の通知に要した経費が補助対象になったことにより、348万8,000円を増額するものでございます。続きまして、県支出金保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費等の増額分として1億8,369万1,000円を増額するものでございます。その下の特別交付金につきましては、システム改修費の国庫支出金への組替え及び歳出の減額に伴う財源調整のため、それぞれ減額するものでございます。続きまして、繰入金、一般会計繰入金につきましても、財源調整のため、それぞれ補正するものでござ

ございます。続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。基金繰入金、海田町国民健康保険基金繰入金につきましては、先ほど国民健康保険税にて御説明しました保険税不足分の財源として、2,731万4,000円を増額するものでございます。続きまして、繰越金、前年度繰越金については、令和5年度決算剰余金処分に伴う繰越金604万3,000円を整理するものでございます。

次に、議案を御説明いたします。第10号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,390万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,087万1,000円とするものでございます。以上で、令和6年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、第11号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第11号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、居宅介護サービス給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）第11号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料16、令和6年度補正予算説明書にしたがい、歳出から主な事業について御説明いたします。

それでは、資料16の保険事業勘定の10ページ、11ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付事業については、1人当たりの給付費が見込みを下回ったため、2,443万6,000円を減額するものでございます。その他の保険給付についても、利用者数や1人当たりの給付費の執行見込みを踏まえ、それぞれ増額、減額を行うものでございます。24ページ、25ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業については、前年度繰越金の一部と歳入歳出の決算見込みから剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるため、1,267万9,000円を増額するものでございます。次に、歳入についても主なものについて御説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。3款、支払基金交付金の介護給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金交付金については、介護給付費が見込みを下回ったため、3,008万3,000円を減額するものでございます。4款、国庫支出金の国庫補助金の介護保険事業費補助金については、制度改正に伴うシステム改修に係る補助金368万5,000円を増額するものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。8款、繰越金の前年度繰越金については、額の確定に伴い、4,127万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出から御説明いたします。32ページ、33ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業については、ケアプラン作成業務の委託件数が見込みを下回ったため、44万2,000円減額するものでございます。次に、歳入について御説明いたします。30ページ、31ページをお願いいたします。1款、サービス収入の予防給付費収入の介護予防ケアマネジメント収入については、ケアプラン作成件数が見込みを下回ったため、105万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第11号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から950万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を22億1,341万9,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から38万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を1,439万5,000円とするものでございます。以上で、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。石橋議員。

○3番（石橋）3番、石橋です。介護予防ケアマネジメント収入が減額したということで、この海田町予防ケアマネジメントが利用者が少なかったというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）見込みをしておりました件数よりも実績のほう下がっているということでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）見込みと比べてどのくらい下がっていたというふうに言われますでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）224件のマイナスでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。第11号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第16、第12号議案、令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第12号議案、令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、保険料等納付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）第12号議案、令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。それでは、資料17、令和6年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料17の4ページ、5ページをお願いいた

します。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業については、保険料等負担金のうち保険料保険基盤安定分、また、確定した前年度繰越金と合わせて1,888万7,000円を減額するものでございます。次に、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。1款、後期高齢者医療保険料については、見込みを下回ったため、特別徴収保険料を644万5,000円、普通徴収保険料を1,191万2,000円、それぞれ減額するものでございます。3款、繰越金の前年度繰越金については、額の確定に伴い、76万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第12号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1,888万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を4億7,698万4,000円とするものでございます。以上で、令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第17、第13号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第13号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、人件費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第13号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第3号について御説明いたします。内容につきましては、資料18によるところでござい

ますが、決算見込みに伴う人件費の補正でございますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。それでは、第13号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款、水道事業費用を200万6,000円増額し、5億4,907万5,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第9条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費を200万6,000円増額し、8,906万2,000円とするものでございます。以上で、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。第13号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第18、第14号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第14号議案、令和6年度海田町下水道事業会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、人件費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第14号議案、令和6年度海田町下水道事業会計補正予算第2号について御説明いたします。内容につきましては資料19によるところでございますが、決算見込みに伴う人件費の補正でございますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。

それでは、第14号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款、下水道事業費用を58万2,000円増額し8億9,477

万9,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第9条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費を58万2,000円増額し、5,015万7,000円とするものでございます。以上で、令和6年度海田町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。第14号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおりこれを決します。

説明員入替えのため暫時休憩をします。再開は13時55分。

~~~~~○~~~~~

午後1時46分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第19、施政方針について、町長より申出がございましたのでこれを許します。町長。

○町長（竹野内）それでは、本議会に提案しております令和7年度一般会計及び特別会計等の各予算をはじめ、関係議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和7年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員・町民の皆様の御理解・御協力を賜りたいというふうに存じます。

初めに、町長に就任して1年余りが経過をいたしました。日々、役場の内外を問わず、様々な場面で経験を積みながら、ふるさと海田町に貢献するために必要な知識やスキル、つながりやネットワークを深めるよう努めております。町民の生命と財産を守ることはもちろん、誰もが憧れるまちを志向し、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進めることが私の使命であります。海田町を取り巻く様々な課題に対し

て先送りすることなく決断をし、私を含めた職員一人ひとりが自らの役割と責任を全うする、スピードと成果を意識した町政運営を行ってまいります。

町長に就任して以来、タウンミーティングや工事説明会などの機会を通して、町民の皆様と積極的に対話を重ねてまいりました。時には相違や摩擦もございましたが、それでも同じテーブルに着き、一緒に考えることには大変大きな意味があったと実感しております。自分たちのまちは自分たちでつくり、まもる。まちづくりの主役は言うまでもなく町民の皆様であります。官と民のお互いの役割分担のもと、今後の海田町をどうしていくのか、一緒に考え、答えを出し、それを実行に移していく。これからも町民の皆様の納得と共感、理解を得ながら、未来の町民に誇れるまちづくりを進めてまいります。対話には官民双方にとって大きな共通の利益がございます。これまで以上に、海田町に関係する皆様の声を聞く場面を増やしてまいりたいというふうに考えております。

さて、本町の人口は、令和6年12月末現在、3万797人となっており、令和5年9月に3万800人を超えて以来、多少の増減を繰返しながら、おおむね横ばいで推移をしているところでございます。また、合計特殊出生率は、県内23市町でも一、二を争う高い水準を維持しております。これは本町がこれまで力を注いできた子育て支援やまちづくりの取組が実を結んだ結果であるというふうに認識をしております。しかし、全国的に少子高齢化の波が押し寄せる中、本町におきましても、今後、本格的な人口減少局面を迎えることが予想されております。こうした波に抗い、本町の人口維持・増加していくためには、住みたい、住み続けたい、帰ってきたいと思っていただけるよう、未来への投資が必要になります。

これから居住地を探す子育てに直面する若い世代が本町に住みたいと思っていただくためには、これまで本町が築いてきたかいたネウボラを中心とする妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を更に充実させていくことが必要です。子どもたちの健やかな成長を支え、保護者の子育てに対する不安感や負担感、そして孤立感を和らげるため、直接的な給付だけではない、相談しやすい子育て支援体制や、2人目、3人目の出産を躊躇することのない保育・教育環境の充実に取り組んでいかなければなりません。また、これまで海田町にお住まいの皆様にとっても、本町に住み続けたいと思っていただくためには、にぎわいや活力のあるまちづくりを進めるとともに、災害への備えや介護などのサポートが必要になったときに、頼りになる相談・支援体制を充実させていかなければなりません。更に、海田町で生まれ育った海田っ子たちが、一旦海田町を離れ

ても本町に帰ってきたいと思っていただくためには、誇りや愛着のあるまちづくりを進めながら、シビックプライドを育んでいかなければなりません。これら以外にも定住地の選択には様々な判断要素があります。良質な住環境、快適な都市環境、そして経営が成り立つ事業環境など。本町が定住地として選ばれ続けられるよう、引き続き、誇りと愛着、にぎわいと活力、子育て・教育・健康・生きがい、安全・安心をテーマに、全方位型のまちづくりを展開し、本町のポテンシャルを最大限引き上げてまいります。併せて、本町の強みを町内外に向けてプロモーションしていくため、情報収集の入り口でもある町のホームページをリニューアルするなど、広報面にも力を入れながら、ターゲット層に対する訴求力を高めてまいります。

こうした本町のまちづくりを着実かつ確実に進めていくためには、骨格となる設計図をしっかりと書き上げ、町民の皆様にお示しをしていく必要がございます。本町の第5次海田町総合計画は、令和8年度から次のステージに移ります。令和7年度は町の将来の人口推移を精緻に分析し、今年度実施いたしましたかいた未来アンケートの調査結果なども踏まえて、海田の未来の設計図・後期基本計画を策定いたします。この計画では、まちづくりの各施策の推進方針のほか、今後5年間の主要プロジェクトとして、創立150年を超える二つの小学校の建替えの推進に加え、中心拠点におきましては、にぎわいの核となる滞在型図書館の整備の検討、地区拠点におきましては、新駅の誘致に向けた検討などをリストアップし、海田町の発展と町民の暮らし満足度の向上につながるまちづくりを目指してまいります。

それでは、令和7年度の主要施策の概要について御説明をいたします。

1点目は、誇りと愛着のあるまちづくりでございます。町民のシビックプライドの醸成は、町の歴史文化に触れることはもとより、地域のイベントに参加したり、町の施策に参画しながら育まれていくものでございます。町のアイデンティティを感じ、町民同士の絆を深め、自分たちが生まれ育ったまちへの誇りと愛着を育むためのまちづくりを進めてまいります。

まず、町の歴史文化に関する取組につきましては、本年度、旧千葉家住宅座敷棟建築250年記念事業を実施し、各種団体との新たな関係性を築くことができました。この関係性をレガシーに、引き続き西国街道の活性化につながる方策を検討いたします。

次に、地域のイベントに関する取組につきましては、現在、町内では様々なイベントが実施をされておりますが、開催情報や内容が町民の皆様十分に伝わっていないとい

うような課題がございます。このため、町におきまして、これらのイベントを1年間の計画に落とし込み、町主催イベントの同時開催や開催時期の調整など、効率的かつ効果的に運営できるよう改善をいたします。また、イベントへの期待感や参加意欲を高める工夫を行うなどして、春夏秋冬、1年を通して様々なイベントに、より多くの参加者が集まる取組を進めます。

次に、町の事業への参画に関する取組につきましては、対話を重視した課題解決に取り組む中で、町民の生の声を聞く場面を増やすとともに、事業の目的に応じてワークショップなどの手法を取り入れたり、こども議会の提案を実現できるよう、丁寧にサポートするなど、町政に関心を持ってもらえる取組を進めてまいります。また、今年度からスタートいたしました役場庁舎の夜間・休日開放につきましては、ほかの公共スペースの開放とともに継続実施し、学校・職場・家庭以外の第三の場所を積極的に提供することを通して、役場を身近に感じてもらえる環境を整えます。

次に、小学校の建替事業につきましては、海田東小学校において、令和6年8月に海田東小学校校舎建替基本構想を策定し、現在、この基本構想をベースに基本計画の策定に向けて作業を進めております。令和7年度は基本計画に続き、基本設計を完了させ、切れ目なく実施設計に着手をいたします。また、創立150年を超える伝統校である海田小学校におきまして、基本構想の策定に着手をいたします。引き続き、海田町の未来を担う海田っ子たちが明日また行きたいと思える学び舎づくりに取り組んでまいります。

次に、新駅の設置につきまして、今年3月に新しい広島駅ビルが開業すれば、広島都市圏の更なる発展が見込まれ、その効果として、海田市駅はもとより海田東地区の新駅につきましても、利用ニーズが格段に高まることが予想されます。また、新駅の設置は本町の人口維持や更なる人口増に向けた施策の中心になる大きなプロジェクトでございます。これまで3年かけて町において実現可能性の検討を進めてきた中で、駅舎や自由通路の配置や形状等に関する物理的な課題をおおむね整理するなどできました。このため、令和7年度は次のフェーズに移行し、誘致に向けた検討を行うことといたします。具体的には新駅の設置が本町にもたらす効果を経済面から評価するため、経済波及効果の推計を実施いたします。新駅の誘致は議会をはじめ、地域住民や立地企業の皆様の御支援、御協力が不可欠でございます。関係者の皆様とも適時適切に情報共有するなどして、新駅の実現に向けた推進力を高めてまいります。

2点目は、にぎわいと活力のあるまちづくりです。本町はJ R 山陽本線と呉線の結節

点である立地特性に加えて、近年は東広島・安芸バイパスが全線開通するなど、交通利便性が飛躍的に向上いたしました。今後、広島市東部地区連続立体交差事業による鉄道の高架化など、更なる交通網の充実が予定されており、こうした地の利を生かしながら、にぎわいと活力のあるまちづくりを計画的に進めてまいります。

まず、新たな滞在型図書館の整備につきましては、誰でもいつでも気軽にゆっくり過ごせる開放的な空間を有し、にぎわいのある海田の中心的な施設となるよう、先進地の事例を収集しながら、整備手法や候補地、必要な機能等の検討を進めます。

次に、海田東公民館につきましては、トイレの洋式化等の改修を行い、利用者が快適に生涯学習に取り組める環境を整えます。

次に、海田総合公園の整備につきましては、今年度実施いたしましたサウンディング調査でヒアリングした民間事業者のアイデアを積極的に取り入れ、子どもからお年寄りまでより多くの利用者が楽しめる魅力的な公園づくりを目指して、今後の整備方針を取りまとめたいと考えております。また、第2期整備区域において、キャンプ場駐車場の整備工事を行い、自然とのふれあいを楽しみに来られる来訪者に対してより快適な利用環境を提供いたします。引き続き、総合公園の施設や整備に対するニーズ等を把握しながら、繰返し来訪したくなるような魅力的な公園づくりを行ってまいります。

次に、都市計画道路の整備につきましては、海田市駅周辺の交通の円滑化を図るため、中店窪町線のサンピア・アキ南側道路の拡張に伴う代替道路の整備に着手いたします。畝曾田線の（仮称）新畝橋の下部工事につきましては、令和7年度は国道2号側の橋台の工事に着手いたします。併せて、瀬野川北側の町道2号線の道路改良に係る物件調査に速やかに着手し、関係地権者の御理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいります。県道矢野海田線の西浜交差点の改良事業につきましては、地権者との交渉を進め、用地取得に取り組めます。また、広域的な交通の円滑化や地域の活性化を図るため、周辺自治体と連携しながら、国や県に対して広島市東部地区連続立体交差事業や広島南道路の早期完成を直接要望してまいります。

次に、デジタル上に都市空間を再現する3D都市モデル整備事業につきましては、最新の都市計画情報を基に、都市モデルを三次元化した上で、今後のまちづくり計画の策定や防災対策のほか、人口増加や企業誘致のためのプロモーションツールとしても活用してまいります。

次に、ウォーカブルなまちづくりにつきましては、本町には西国街道や瀬野川河川敷、

県道矢野海田線など、歩くことに適した歩道等が随所にございます。まちの魅力を感じながら歩いて楽しいまちづくりを進めるため、関係者とも連携しながら道路空間の美装化等について検討をいたします。

次に、商工業振興に関する取組につきましては、財政支援として、工業用水料金の大幅な値上がりにより影響を受ける町内の受水企業に対し、生産性向上のための設備投資に係る費用の一部を補助する事業や、創業間もない中小企業者への補助を継続実施いたします。また、広報面の支援といたしまして、町内で頑張る事業者に光を当てるため、広報かいたで町内事業者を広く紹介するなどして、事業の活性化や人材の確保を後押しいたします。

3点目は、子育て・教育のまちづくりです。

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるため、引き続き、かいたネウボラを中心に妊娠期から切れ目のない子育て支援や学校教育の充実に取り組んでまいります。

まず、かいたネウボラにつきましては、今年度、県のネウボラ戦略的PRモデル事業の一環として、ひまわりプラザ2階のつどいの広場をリニューアルし、より利用しやすく、相談しやすい環境を整えました。令和7年度は4階のひまわりホールの照明の交換のほか、床面や壁面を改修し、明るく柔らかなアットホームな雰囲気の中で講座や催しを開催できるようデザインいたします。今年度の改修との連続性も意識をし、ひまわりプラザがつながりや安心感、子育ての喜びを感じることができるような場所として、パパママに認知され、積極的に来館したくなるような子育て関連事業を展開してまいります。

また、日々、育児に奮闘されている保護者の負担を少しでも軽減するため、親子健康手帳の内容を記録する海田ネウボラアプリ、通称、母子モの機能を拡充し、妊娠の届出や教室・相談予約を24時間、スマホで入力できるよう改善いたします。

また、言語の理解力や社会性が高まり、発達課題が認知される時期でもある5歳児を対象に、新たに5歳児健診を開始いたします。子どもの特性を早期に把握をし、適切な支援につないでいくことにより、健診後のケアから就学までの間、保護者の不安や悩みに寄り添った適切なサポートを実施いたします。

また、近年増加傾向にある児童虐待に迅速に対応するため、新たに児童家庭相談システムを導入いたします。これまで紙媒体や複数のファイルで管理していた情報をシステ

ムで一元管理し、教育委員会とも情報共有することにより、個別の事案に対し、迅速に対応できるようになります。子育て施策全体を通じて、相談しやすい、頼りになるを合い言葉に、保護者の不安感や孤独感といった心の負担を軽くするための対応を心がけ、保護者との信頼関係を築いてまいります。

また、保護者の就労ニーズの多様化に応えるため、令和7年3月に策定予定の海田町こども計画に基づき、新たに保育施設と児童クラブを整備し、体制を充実させます。本町に住めば、待機児童の心配はなく、妊娠から復職までの一連のサイクルの見通しが立つといった安心感につなげ、保育の環境面において、第2子以降の壁を感じないよう、保育の受皿を安定的に確保してまいります。

次に、子育て家庭おむつ支給事業につきましては、今年度から、生後12か月までの子どもを育てる家庭に対しおむつを6回支給しております。この事業により、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもたちの健やかな成長を見守る支援を両立できているため、令和7年度も継続実施いたします。

次に、乳幼児等医療費の助成につきましては、令和6年1月から開始した中学生までの医療費の一部助成を令和7年度も継続実施いたします。子育てに関する経済的負担の軽減につきましては、国の責任において全国一律の実施が望ましいとの考え方に変わりはなく、引き続き、広島県町村会等を通じて要望してまいります。一方で、子育て支援は未来への投資との考えの下、町におきましても将来的な所得制限の撤廃などの制度拡充を見据え、システム改修に関する協議や関係機関との調整などの準備に取り組むことといたします。

次に、学校教育の充実につきましては、町立小中学校の児童生徒たちが充実した教育環境の中で、夢と志を持ち、挑戦する海田っ子として成長できるよう、町民全体で支援の機運を醸成することが必要です。その一環として、新たに海田っ子応援寄附金を創設いたします。この寄附金はふるさと納税を活用し、海田町にゆかりのある方々をはじめ、広く寄附を募り、ハード・ソフト両面から学校教育を充実させ、子どもたちの成長を支えるものと考えております。皆様の御支援によって、子どもたちは、自分たちを応援する大人がいるという感覚を持ち、町への愛着が育まれることも期待ができます。受け入れた寄附金は併せて創設いたします海田っ子応援基金に積み立て、適正に管理しながら活用していく仕組みを整えてまいります。寄附金の趣旨への賛同の輪が広がり、多くの寄附が集まるよう工夫しながら取り組んでまいります。

また、海田西小学校のプールの老朽化に伴い、同校の水泳事業を民間事業者に委託をいたします。今年度中にプール本体を塗り替え、更衣室やシャワー設備をリニューアルする福祉センターのプールを活用することとし、他の自治体におきましても実績のある同センターの指定管理者に業務を委託いたします。令和４年度から民間委託している海田南小学校と同様、児童の安全を確保した環境下において、効果的な水泳指導を行ってまいります。

また、学校施設の衛生環境の向上を図るため、海田西中学校の管理普通教室棟及び体育館並びに海田中学校体育館のトイレを洋式化いたします。これによりまして、町内小中学校の全てのトイレの改修が完了し、児童生徒にとって快適なトイレ環境を提供できるものと考えております。

また、GIGAスクール構想に基づき、令和２年度に各町立小中学校に整備いたしました児童生徒用１人１台端末を更新するとともに、今年度実施いたしました教育情報ネットワーク設計に基づき、校務サーバのクラウド化やセキュリティ対策の強化、教職員用パソコンの更新など、校務のデジタル化を推進いたします。学校教育情報ネットワーク機器は今後も順次更新時期を迎えますが、引き続き、教育インフラの整備とデジタル環境の充実を図り、時代のニーズに即した質の高い教育を提供できるよう取り組んでまいります。

次に、各中学校区に設置している学校運営協議会につきましては、学校運営等への必要な支援に関して協議する機関としてより適切な運営が図られるよう、関係規則を改正いたします。各中学校区におきましては、小中の連携を重視し、学校が主体となって活動を深め、地域とともに歩んでいく海田ならではの小中一貫教育の充実を目指してまいります。

次に、学校給食施設につきましては、海田東小学校と海田小学校の建替えと併せて拡充整備し、両校におきまして、町内の全ての小中学校の調理を集中的に行い配送する２拠点化を進めます。また、海田町独自の献立計画を立てながら、海田っ子の成長を育む小中一貫食育を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食につきましては、今年度から開始した中学校３年生の給食費無償化を令和７年度も継続実施いたします。加えて、小中学校の全学年の給食費及び保育所等の園児の副食費の物価高騰分を町が負担することにより、保護者の経済的な負担軽減を図りながら、栄養バランスが取れた質の高い給食を安定的に提供してまいります。

4点目は、健康・生きがいのまちづくりです。町民一人ひとりや地域の多様な主体が年齢や障がいの有無に関係なく、ともに助け合い、支え合う温かい地域社会を目指します。人生100年時代の到来が現実なものとなりつつある昨今、町民・地域・行政が協働することにより、いつまでも安心して健やかで幸せな健幸生活を送り続けるための取組を進めてまいります。

まず、高齢者いきいき活動ポイント事業につきましては、事業の浸透・定着により、参加率は年々伸び、令和7年1月末時点で39.5パーセントに達しました。こうした中、高齢者の社会参加を更に促すため、ポイント付与の対象となる活動を拡大するとともに、共助の意識を醸成するため、積極的にボランティアなどの地域貢献活動を行う方に対する新たなインセンティブ制度を導入いたします。

次に、自治会活動に関する取組につきましては、負担軽減策として自治会への連絡文書の簡素化やスリム化に継続的に取り組むとともに、町への各種申請に必要となる添付書類の共通化や広報配布の選択制を導入いたします。また、活性化策として、地域コミュニティが希薄化する中で世代間の交流を促し、顔の見える関係の構築や共助の精神を育む取組に対して集中的に支援するため、現行の補助金の制度から自治会の住民同士が交流する事業に対して助成する制度に見直します。

次に、地域福祉の推進につきましては、海田町社会福祉協議会やくらしの安心・サポートセンターに加えて、新たに設置いたします障がい者基幹相談支援センターと連携した相談窓口ひまわりキャッチによる分野を超えた相談の受付や重層的な支援体制により、複合的な課題など多様化する支援ニーズに対応してまいります。

次に、幅広い世代の健康増進につきましては、福祉センターにおいて年齢やレベルに合わせた多世代向けの水泳教室や正しい歩き方を学び、地域でのウォーキングを推進するウォーキングマイスターの養成講座など、年間を通して誰でも気軽に参加できるプログラムを展開してまいります。

5点目は、安全・安心のまちづくりです。災害発生は予測不能な中、自分の命は自分で守るという自助の取組や、日頃から顔の見える関係を築き、災害時に近所や地域の方々と助け合う共助の取組を促進するとともに、災害防止・災害対応の充実など、ハード・ソフト両面から公助の取組を推進し、防災の三助による地域防災力の強化を通して、町民の暮らしの安全・安心の確保に取り組んでまいります。

まず、土砂災害対策につきましては、県が実施する複数の砂防えん堤の早期着手及び

早期完成に向けて、引き続き、関係機関に強く要望してまいります。三迫三丁目地区におきましては、災害時の避難路確保とインフラ強靱化を図るため、令和7年度中の工事の完成を目指し、出合橋の架け替え及び関連道路の改修を進めます。三迫二丁目地区におきましては、災害時の避難路や生活道路を確保するため、町道6号線バイパスの早期完成に向け、引き続き、用地取得に取り組むとともに、今年度完成箇所から延伸する区間の工事に着手いたします。串掛林道におきましては、令和6年11月の大雨で被災した法面等の復旧を進めてまいります。

次に、地震対策につきましては、令和6年8月に初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されたことにより、町民の防災意識が高まっております。これを好機と捉え、木造住宅の耐震診断や耐震改修、避難路や通学路に面するブロック塀等の安全対策に関する補助制度を積極的に周知してまいります。特に、木造住宅の耐震改修につきましては、資材価格の高騰など、近年の社会情勢を踏まえ、補助制度の一部見直しを行うとともに、町民ニーズに応じた補助メニューを提案するなどして、地震災害に強い住まいづくりを後押しいたします。

次に、浸水対策につきまして、楠木谷川の河川改修工事と瀬野川左岸排水区昭和雨水幹線整備工事につきましては、令和7年度も継続実施いたします。竹貞分区の浸水対策につきましては、竹貞第2暫定ポンプの増設工事を行うことにより、排水処理能力の増強を図るとともに、曾田地区内での貯留施設の整備に向けて、東広島バイパス側道部の道路管理者など関係機関との協議を進め、浸水被害の軽減を進めてまいります。

次に、橋りょうの老朽化対策につきましては、今年度に引き続き、5年ごとの法定点検を実施いたします。また、法定点検の結果、修繕が必要と判断された橋りょうの詳細設計を行うとともに、ひまわり大橋などの修繕工事を行ってまいります。

次に、水道事業につきましては、老朽化した基幹管路の更新と計画的な管路の耐震化を推進するため、国信浄水場系基幹管路の更新工事を令和7年度も継続実施いたします。浄水場の運転管理につきましては、人材の確保が困難な中、持続可能な体制を構築するため、令和8年度からの浄水場運転管理の外部委託に向けた準備を進めるとともに、引き続き、集中監視制御システムを構築するための改修工事を行ってまいります。また、物価上昇が続き、水道事業コストが増加する状況下におきましても、安全で安定した水道水の供給に必要な施設の更新等を計画的に進めていくため、水道料金の改定に向けた検討を進めます。

次に、下水道事業につきましては、下水道の未整備地区の解消のため、山畝地区の公共下水道整備に向けた実施設計を行います。

次に、関係機関への要望活動につきましては、二級河川尾崎川水系河川整備計画に基づく尾崎排水機の増設や、二級河川瀬野川水系河川整備計画に基づく瀬野川の高潮対策などを対象に、要望に効果的な時期等を勘案した上で、令和7年度も継続実施いたします。今年度、尾崎川に関する要望活動の成果が一部現れており、議会と合同実施いたしました要望活動の効果を実感しているところでございます。議会に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともお力添えをお願い申し上げたいと思います。

次に、防災人材につきましては、これまで自主防災リーダーや防災士の育成に取り組み、地域の自主防災活動を担う人材を育成してまいりました。こうした中、現在、防災士有志により情報共有や合同活動を行うことを目的とした新たな組織の設立に向けた動きがございます。本町といたしましては、町民の皆様の防災意識の向上や地域の自主防災活動の推進につながるものと考えており、この設立を支援してまいります。

次に、今年度新たに実施いたしました海田町防災フェアにつきましては、令和7年度も継続実施し、幅広い世代の方々に防災を身近に感じ、関心を持ってもらえるよう内容を充実させます。防災フェアの大きな成果は従来の防災訓練では参加されなかったファミリー層が多く来場されたことでございます。引き続き、こうした層をメインターゲットに自助の意識の向上に重点を置いた効果的なイベントになるよう工夫をいたします。南海トラフ地震の発生確率が今後30年で80パーセントに引き上げられ、危機感が高まっている今、防災フェアのほか、実践的な訓練や講座を充実させ、災害時に迅速かつ的確に行動し、被害を最小限に抑えられるよう取り組んでまいります。

次に、防災行政無線の活用につきましては、今年度から海田西中学校の生徒が夕方の時報に合わせて交通安全を呼び掛ける放送を行っております。この放送は、町民からの町政への提言をきっかけに、こども議会で自転車の交通安全に関する発議を行ったこども議員に収録をお願いしたものでございます。今後も町民の皆様に広く知っていただきたい内容を効果的に放送することにより、防災無線を聴くことを習慣付けながら、防災ラジオなどその他の媒体の普及促進にも努めてまいります。

次に、デジタル化の推進につきましては、住民サービスの向上を第一に、効果的で効率的な行政運営及び生産性の向上につながるよう継続して取り組みます。公共施設の予約システムにつきましては、今年度、織田幹雄スクエアを対象に運用を開始いたしました。

たが、令和7年度は新たにひまわりプラザを追加いたします。また、役場での日常的な業務において、文書生成A Iやノーコードツールを活用することにより、役場の生産性を向上させます。住民基本台帳や税関係業務などの基幹業務につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準準拠システムへの移行を進めます。

最後に、本町を取り巻く情勢と予算の概況について申し上げます。

日本経済は海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているものの、雇用・所得環境が改善するもとで緩やかな回復が続くことが期待をされております。こうした中、令和6年12月に総務省が公表した令和7年度地方財政対策によると、一般財源総額63.8兆円、対前年度比1.1兆円の増、地方交付税総額19兆円、対前年度比0.3兆円の増など、地方に対する予算が増額をされております。主な増額要因はD Xや防災・減災対策の推進、人件費の増・物価高への対応となっております。先般、地方創生交付金の倍増が閣議決定され、地方の取組を後押しする予算が今国会で審議されております。予算審議と同時並行で年収の壁や教育無償化をめぐる協議も行われることとなります。今後、詳細が明らかになってくるものと思われますので、本町財政への影響を注視してまいります。

令和7年度一般会計予算は、予算総額140億4,100万円で、令和6年度に比べて12億4,500万円、9.7パーセントの増となりました。本町の基幹収入である税収の動向につきましては、個人町民税の定額減税の終了と賃金上昇の影響などにより、令和7年度の町税総額は増収を見込んでおります。歳出におきましては義務的経費である人件費、扶助費がともに増加する中で、新たなハード・ソフト事業にも対応していく必要があるため、財源不足につきましては、財政調整基金を取り崩して補填をいたします。

終わりに、実施計画事業をベースとした今後の収支見通しにおきましては、小学校の建替事業や畝曾田線の整備事業など、大規模なハード事業に取り組むことにより、町債残高の増とそれに伴う公債費負担の増が見込まれております。また、今後の変動リスクとして、資材等の高騰に伴う建設コストの増や、金利の引上げに伴う公債費負担の増などへの対応にも留意が必要な状況でございます。こうした中、令和7年度予算編成に当たっては、新たな歳入確保策や業務改善による歳出削減など、将来世代に過度な負担を残すことがないように行財政改革の視点を持って予算を編成いたしました。今年度から事務事業総点検を開始したところでございますが、全ての事務事業を様々な角度から点

検し、柔軟に見直していく姿勢を常に持ち続け、海田町の持続的発展のための未来への投資を行えるよう、財務体質の健全化に取り組んでまいります。

以上、町政運営に関する方針と主要施策を申し上げました。次世代によりよい未来を残していくため、海田町のポテンシャルを最大限生かし、海田町の暮らしの価値を高める取組に、意欲と情熱、明確なビジョンを持って挑戦していくことを町民の皆様に改めてお誓い申し上げます。引き続き、10年後、誰もが憧れるまちの実現に力を尽くしてまいりますので、町民の皆様並びに町民を代表される町議会議員の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

○議長（桑原）以上で、施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集いただけるようお願い申し上げます。本日は大変御苦勞様でした。

午後2時38分 延会